

1. 議事日程

〔令和7年第1回安芸高田市議会3月定例会第13日目〕

令和7年3月10日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第43号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第15号）

日程第3 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	益 田 一 磨	2番	佐々木 智 之
3番	熊 高 慎 二	4番	浅 枝 久美子
5番	小 松 かすみ	6番	南 澤 克 彦
7番	山 本 数 博	8番	新 田 和 明
9番	山 根 温 子	10番	児 玉 史 則
11番	大 下 正 幸	12番	熊 高 昌 三
13番	宍 戸 邦 夫	14番	金 行 哲 昭
15番	秋 田 雅 朝	16番	石 飛 慶 久

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

7番	山 本 数 博	8番	新 田 和 明
----	---------	----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
教 育 長	永 井 初 男	危 機 管 理 監	神 田 正 広
総 務 部 長	新 谷 洋 子	企 画 部 長	高 下 正 晴
市 民 部 長	内 藤 道 也	福祉保健部長兼福祉事務所長	井 上 和 志
産 業 部 長	森 岡 雅 昭	建 設 部 長	河 野 恵
消 防 長	吉 川 真 治	教 育 次 長	柳 川 知 昭
教 育 参 事	和 田 治 子	総 務 課 長	佐々木 満 朗
財 政 課 長	沖 田 伸 二	政 策 企 画 課 長	黒 田 貢 一

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	高 藤 誠	事務局 次長	藤 井 伸 樹
総務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	實 村 峻

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

- 石 飛 議 長      定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回安芸高田市議会  
定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、本日の会議の運営について、過日、議会運営委  
員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について、議会  
運営委員長の報告を求めます。  
大下議会運営委員長。  
○大下議会運営委員長      おはようございます。  
本日の会議の運営につきまして、2月28日に議会運営委員会を開き、  
次のとおり本日の日程に追加いたしましたので、報告いたします。  
追加案件となる議案第43号は、提案理由説明の後、委員会付託を省略  
し、質疑、討論、採決を行うことといたしました。  
以上、報告を終わります。  
○石 飛 議 長      以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、7
番 山本議員及び8番 新田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第43号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第15号）

- 石 飛 議 長      日程第2、議案第43号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第15  
号）」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
藤本市長。  
○藤 本 市 長      皆さん、おはようございます。  
本案は、市道及び県道の除雪に伴う費用を既定の歳入歳出予算の総額  
に、それぞれ追加するものです。  
どうぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。  
○石 飛 議 長      以上で、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
高下企画部長。  
○高下企画部長      それでは、要点の説明をします。  
このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞ  
れ5,459万円を追加し、予算の総額を203億6,178万7,000円とするもので

す。

これは、2月22日から24日にかけて降り積もった雪が予想を上回ったため、市道及び県道の除雪や凍結防止剤散布、融雪剤に伴う費用を追加するものです。

補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

歳入です。19款の繰入金は、財政調整基金繰入金の増額です。

続いて、11ページをお開きください。

歳出です。市道道路維持費及び県委託県道道路維持費は、冒頭説明した除雪等に伴う費用を追加するものです。

○石 飛 議 長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第43号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第15号）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 一般質問

○石 飛 議 長 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告順といたします。質問方式は一問一答方式とし、1議員当たり質問時間は30分以内でございますが、執行部から逆質問に対する答弁は、持ち時間に含まれません。

なお、一つの質問を終え、次の質問に入る場合は、次の質問に移ります等の発言をし、明確に分かるように願います。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

9番 山根議員。

○山 根 議 員 おはようございます。9番、山根温子でございます。本日、一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。

それでは、通告に基づき、大枠2点、順次質問をさせていただきます。

まず1点目、道路の陥没についてです。

1月28日、埼玉県八潮市で起きた道路陥没事故は、いつも自動車が行き交う道路で、頑丈なはずのコンクリートの地面に大きな穴が空くという予想もできない痛ましい事故です。

また、その原因が、下水道管の破損によると思われるとのニュースに驚いたのもつかの間です。安芸高田市において、道路の陥没を目の当たりにしました。それは、深さ2メートル、幅1メートル30センチにわたる道路の陥没でした。幸いにも県のパトロールが発見し、すぐに通行止めとされたことで大事には至らなかったものです。

しかし、こんな身近で起こることなのだと危機感を覚え、安芸高田市における道路の陥没の現状、原因、そして対策の以下3点について伺います。

まず1点目、(1)として、安芸高田市において、これまでに道路の陥没はどのくらい起こっており、さらに事故となったことがあるのかを伺います。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 山根議員の質問にお答えいたします。
道路の陥没については、市道及び異常県道を併せて年に一、二件起こっております。
しかしながら、幸いにも過去において事故は発生しておりません。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
山根議員。

○山 根 議 員 それでは、(2)に参ります。
今回、市内で起きた道路の陥没の原因は、暗渠排水管とのことでしたが、過去に市内で発生した陥没の原因となるものには、どのようなものがあり、そのうち多い原因は何なのか伺います。ただいま2件と言われておりましたので、それについて伺いすることになりますが、よろしくをお願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。
陥没の原因としては、道路を横断しております暗渠排水管の継ぎ目の損傷によるものでございます。
以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
山根議員。

○山 根 議 員 一、二件と言われておりましたが、今回、1月28日以降、安芸高田市で起きたものと、そのほかにもあったというふうに受け止めますが、それについても暗渠排水管ということですのでよろしいんですね。ほか確認させ

ていただきます。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 道路の下を横断している暗渠排水管ということですが、例えば今回の道路でありますと、県道がもともとありましたが、道路拡幅の工事をしたときに、新たに道路拡幅だけを継ぎ出したということで、その継ぎ目の損傷が原因で陥没が起きたということでございます。

過去におきまして、大体この排水管の継ぎ目というものが損傷して、陥没が起きているという状況です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 暗渠排水管によるものが多いということですが、私ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけども、道路の下を走っている管というのについては、下水道とかそういうものもあると思うんですけど、どのような管が道路の下を走ってて、現在は、暗渠排水管が安芸高田市においては陥没する原因となることが多いということですが、どのような管が走っているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 道路の地下に横断している管については、上水道、下水道、それから農業関係の用排水路、また、電柱に関わる電線管とかそういったものが、地中の中を横断しております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 電線管なども走ってるということ。

それでは、次に参ります。

(3) です。今後、年月が経過することで、道路の地下にある管路などの老朽化が進み、さらなる道路の陥没も懸念されるとのことですが、市として、これまでも対応はされているとは思いますが、今後の管路の老朽化に向けてどのような対策を考え、対処していかれるのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

先ほど建設部長のほうも申しましたように、道路の地下には道路構造物のほか、水道管や下水道管など管理者が異なる埋設物があります。道路構造物の老朽化対策については、維持管理の中で点検等を行っていきませんが、また、管理者が異なる埋設物に関しては、それぞれの管理者に点検などをお願いしていきます。道路の異常箇所については、日々の道路パトロールにおいて早期に補修を行い、安全な道路の維持に努めてまいります。

また、通行中に異常箇所がある場合は、道路の異常連絡先、＃9910や市の公式LINEへ通報をしていただくようお願いしたいと思います。
以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
 山根議員。

○山 根 議 員 日々の道路パトロールをされているということですが、今回、安芸高田市にて起こった陥没については、県のパトロールがちょうど入っていたときに見つけられたということでもあります。
 安芸高田市内にも国道、県道、市道とありますけれども、県の道路パトロールについてはどのような感覚でされているのか。また、市道についても、市はどのどれぐらいの間隔で、日々とはないでしょうけれども、パトロールをどうされているのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
 河野建設部長。

○河野建設部長 市道のパトロールにおきましては、月に1回程度は必ず同じ路線を走るようにしております。それから現場へ向かう途中、行き帰りの間に市道を通してパトロールをしているところです。
 県におきましては担当の者もパトロールされておりますけれども、パトロール専用の方々もおられますので、その方は週に一度、市内の県道を町単位で分けてパトロールをしておられます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
 山根議員。

○山 根 議 員 では、県も市も週単位、また月単位という形で、さらには現場を通るときにはそれをちゃんと確認をしながら動いてらっしゃるということで分かりました。
 次に、参ります。

 大枠2点目、将来に向けた計画策定等への多様性について、お伺いします。

 現在、安芸高田市は、市の将来に大きく関わる2つの計画を策定中です。一つは総合計画、もう一つは地域公共交通計画です。この2つの計画について、審議あるいは協議する委員会の委員さんがいらっしゃいます。この委員定数は決められており、現在、総合計画は25人以内とされ、23人、地域公共交通計画は20人以内とされ、18人の方々が委員となっております。これら将来にわたる計画について、委員となられる方のほとんどが男性であり、女性委員は各計画に1人ずつの状況です。

 昨年9月に総合計画について、委員構成が女性1人であり、多様性に欠けるのではないかと私指摘したところ、市長は「男女共同参画を掲げる市としては、改善を要する」と言われました。しかし、市の将来に向けた地域公共交通計画においても、計画策定に関わる委員構成が、残念ながら多様性に欠けるものとなっていることに気づかされました。

将来に向けた計画策定において、多様な委員構成が求められると考え、以下、4点について市長のお考えを伺います。

(1) に入ります。

総合計画においては、市長は「改善を要する」と認められましたが、委員構成は変えずに、現在対話により市民の声を受け止めてこられました。もう既に対話のことは終わって、次の段階に進んでいると思います。しかし、このたび、総務文教常任委員会における所管事務調査において、公共交通計画について、「女性の意見を聞くお考えは」との委員の質疑がありまして、それに対して職員の答弁は、「この委員構成で分かるように、それぞれ責任者の方に出ている。この中で女性をとくと、利用者代表のところで、少し考えてみる必要があるのかなと思いますので、次の改選のときに、少し考えてみてほしいと思っています。」とのことでした。これ一応、議事録でありましたので、それを使って書いております。

安芸高田市公共交通協議会規則では、第4号委員として利用者又は住民とあります。現在は、それぞれ責任者として振興会代表の方が出ておられるのは分かりますが、そこに女性もということ、考えてみる必要があるとの答弁です。残り2人の枠に第4号委員として、女性の採用を行えないか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

本市では、第3次男女共同参画プランにおいて、地方自治法に基づく審議会等の女性登用割合の目標値を50%としております。

しかしながら、性別が偏らない委員構成を推進しておりますけれども、先ほどありましたように、公共交通協議会、女性を含めた多様性への対応は、当然必要と承知しております。公共交通協議会の委員構成については、総合的な検討が必要とも考えておりますので、委員の任期が2年間でございます。改選時、来年6月となっておりますので、その際に女性を含めた多様性の配慮をしっかりと、よりよい議論ができる場となるように見直しをするように考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 任期があるので、改選まで待てということになりますね。

それでは、(2) に参ります。

それぞれの責任者の方は、実際にお太助ワゴン等の利用者や利用しようとする方が求めることに応えられているのかということ、令和5年度の協議会の議事録には、「お太助バスやワゴンを使ったことがないため、使い方すら分からないのが正直なところです。高齢の家族から使い方を

聞かれた際に答えられない。まずは使い方を周知していくこと」と言われた委員もおられます。同様の方も委員の中には、さらには担当する職員の中にもおられるのではないのでしょうか。

この協議会規則では、第4号委員は、利用者又は住民とありますが、利用者とは何の利用者のことを言われているのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

第4号委員は、利用者又は住民となっており、現在は旧町ごとに1人ずつ地域振興会から選出をいただいております。地域に住む人にとって、公共交通がどうあってもらいたいかという意見をいただきたいという意図です。何より交通は、まちづくりと密接に関わることから、利用者目線だけではなく、地域の代表の方の意見も必要ではないかなという考えでございます。

以上でございます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 利用者または住民ということでございます。それだけでなく、地域振興会の会長をお願いしているということですが、では、この委員会の中に、実際にお太助ワゴン等を使われた利用者、実際に利用していただいている方々が、1人でも入っていच्छやるのでしょうか、お伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 先ほど市長が申し上げたように、今の利用者または住民というふうな形で振興会のほうに選任をお願いしている関係から、このお太助ワゴンやバスを通常、利用している方というふうな方が入っているかどうかということは、反映されない形になっているかと思います。

課題感としては、実際に利用している方というのが高校生でありますとか、基本、高校生ですね。路線バスについては高校生、それからお太助ワゴンについては、高齢者の方というふうになっています。高齢者の方については、その会議の場に来ていただくというふうなことも難しいということもあると思いますので、アンケートなどをさせていただいていますが、高校生については、特にその意見が反映される形になっていないということを、一番の大きな課題というふうに考えています。ですので、今質問があった件から少し広い話でお伝えをしていることになりましたけれども、そういった、ただ、その利用の方がおられないというふうなところの目線でいくと、いろんな視点で検討していく必要があると考えていますので、少し時間をいただきたいというのが最初の質問と、今回の質問に対するお答えということになります。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
山根議員。

○山 根 議 員 広い観点から言われたそうですが、私も、今回のことについては問題意識を持っております。というのも、責任者として振興会代表にお願いされているのは、それはよろしいですけれども、6名全て振興会代表とされれば、ほとんど全て男性となるのは職員もよくお分かりのはずです。振興会代表の方が、地域の住民の様子やお太助ワゴンを使える女性の方にも聞いて、協議会に伝えられる振興会代表の方もいらっしゃるのですが、女性だからこそ、通院やお買物のこと、不便なことや不満なことなどが伝えにくいというところもあります。利用者と代表者との関係にもよりますし、この4号委員を利用者に関わりのある方ということで見れば、例えば老人クラブ、PTA、民生委員・児童委員の方、地域福祉や社会福祉に関わる団体などをお願いされれば、利用者の声、利用の多い女性の声もアンケートだけでなく、いろんな面からお話や関わりを持っていただき、実際の声も入ってきやすくなるのではないかと考えます。

実際、もう既に近隣の市では、地域公共交通会議の委員について、三次市において令和3年度の委員名簿を見ましたが、第4号に、商工会議所、商工会、社会福祉協議会が入り、うち2名が女性でした。さらに庄原市においても、令和6年、最近ですね、10月の委員名簿が公表されており、それについて、利用者として自治振興区連合会、女性団体連絡協議会、老人クラブ連合会、PTA連合会、高等学校PTA、民生委員・児童委員協議会が入っておられ、さらにその他、市長が必要と認めるものとして地域福祉ネットワーク会議から女性が入っておられます。

今後に向けてのことですが、ここまで申し上げた利用者に関わりのある様々な団体から、もちろん女性の方も含めた委員を迎えることについてはどのようにお考えか、市長にお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 山根議員が先ほど来御指摘いただいている今回の、現在の当市の委員会について、協議会について改選が間もなく参りますので、そのときはしっかりと御意見を踏まえたメンバーで構成される協議会になるように、責任を持って検討していきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
山根議員。

○山 根 議 員 次に参ります。

(3) です。地域公共交通計画は、現在、利便増進実施計画として動き出しています。そこには、「目的地へアクセスしやすいやさしいまちづくり」さらに「利用者ニーズを踏まえた使いやすく利便性の高い効率

的な移動環境の整備」が掲げられております。

利用者ニーズとは、実際の利用者が必要とするものと言われますが、この利用者ニーズをしっかりと押さえることが、将来に向けていろいろな環境の中で生活されている利用者にとっても使いやすく便利なものとなるでしょう。

市が、利用者ニーズを踏まえるために現在行っているのは、これ所管事務調査のときに聞きましたが、毎年、お太助ワゴンの利用が多い方、上位400人にアンケートを取っているとのことでした。女性も多く意見聴取しているのことも委員会でも言われておりました。利用者ニーズを踏まえることが実施計画でも求められていますが、特に利用者ニーズが高いものは何かをお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

お太助ワゴンのアンケートは、国へ提出する資料の指標となる満足度について計測することが主な目的ですが、自由記述の中で利用者のニーズを把握できる部分があります。多いものとしては、現在運行していない土日・祝日の運行についての要望が多い状況です。これについては、地域公共交通計画及び利便増進実施計画にも上げております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 このアンケートの結果ですね、所管事務調査のときにはアンケート結果までは出されておりましたので、それが先日、この定例会に入りまして、3月5日の総務文教常任委員会において、上位400人を行う利用状況についてのアンケート、お太助ワゴン利用者アンケートの調査結果2024年2月調査の報告がありました。これについて、基本的なことですが、1点お伺いいたします。

400人へのアンケートは、回収数266通、回収率66.5%とあります。女性も多い調査とのことでしたが、男女別の数値がどこにも出ていません。男女別の人数と割合をお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 男女別の割合につきましては、回答用紙のところには男女の区分を設けておりませんので、回答の内容については、男女別の回収というのができておりません。かなり前、5年以上前までは男女別というふうな形で集計をしていたことがあったようなのですが、男女で利用の動向について大きく差が出るということはあまり考えられないだろうということで、委員会の中で、公共交通協議会の中で男女の区分をなくしたというふうなことを聞いております。送付をする際には、その男女別と

ということが把握ができておりますので、それでいきますと男女の割合は、男性の割合が、2023年度の時点で18.5%というふうになっております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 アンケート調査においては、今区分はないということで、そういうような状況の中、地域振興会の方が会長さんに、またそういうような、利用者の声を聞くというような必要があることをお願いされている。誰か分からないけれども利用者の方に聞くというような状況になるのではないかなと思います。これ、女性が多いというのは、もう委員会の中で説明をする担当課の職員が、もう女性が多い調査ですというのは言われてました。今の数字を見ても、約8割方女性というようなことと伺いました。

ここまで、3点について質問させていただきました。

1では、規則に第4号委員として、利用者または住民として委員をされている方が全員男性であることは、委員定数20人以内で現在18人、残る2枠に女性の採用を求めましたが、次期改選のときと言われておりました。

安芸高田市の人口は、2025年3月1日現在で総人口2万5,895人、男女比で言えば、男性が約46%、女性が約54%となっています。女性人口が多い、さらにお太助ワゴンの女性の利用者が多い、けれど協議会の委員に、利用者または住民として女性は全く入っていない状況。協議会全体を見ても、女性は1人のみという多様性に欠けたものとなっております。

また、2では、協議会規則には利用者または住民とありながら、現実には利用者代表、あるいは責任者とされることによって、一番多い利用者である女性の声が届きにくくなっている現状を指摘させていただきました。

そして、最後、(3) 先ほども言われておりましたけれども、利用者ニーズを踏まえるために行われたアンケート調査、女性の利用が多い実態に対して、その利用者との接点が、振興会代表者に任されているという状況を確認いたしました。

最後に、(4) になります。多様性に欠けることへの「改善を要する」という御認識を持たれる市長は、今後どのように改善を進めるお考えなのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほど来の山根議員の御質問で、市が取り組むべき方向性というのは明らかになったと思います。これは、公共交通の協議会のみならず、各種審議会等において、市の掲げる第3次男女共同参画プランの目標値である女性登用割合を50%、これを目指して、改善をして取り組んでいき

たいと思っております。

今回の公共交通でも、先ほど来、数々の御意見をいただきました。より市民の皆さんの、実際の利用者の皆さんの声を反映できる公共交通に近づけるために、そういった意見を参考にしながら、次期改選時、あるいはできるタイミングで、その方向で取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 昨日、2024年6月24日の安芸高田市公共交通協議会におけるお太助ワゴンの利用状況、2013年度から2023年度までを比較した報告資料を見ることがありました。その報告書類の中にとっても気になる1文が目にとまりましたので、ここで紹介しますけれども、「公共交通協議会の構成員として、市内各町の地域振興会代表を6名選出。その委員から、地域の生活圏や地域性、住民の様子が伝えられており、住民の意見が計画事業に反映される仕組みが設けられている。お太助ワゴンの利用者には毎年アンケート調査を実施し、利便性や課題性の把握に努めている。今後も継続し、実施する。」という文章でした。

地域振興会の代表の方々、大変に重い仕事を受けられているんだと。住民の意見を計画事業に反映するという、とても重大なことだと思います。それであるからこそ、さらに市民の声を求められていると思いますので、それであれば、しっかりと関わる方、市民の中でもいろんな方が動いてらっしゃいます。先ほど申し上げました、民生委員の方々、また老人クラブの方々、PTAの方々も、子どもたちのためにしっかりと動かしております。そういった多面的な、多様性を持った動きを市としてはするべきではないかと考えます。

特に私は、男女共同参画をすごく言ってますけれども、今ちょうど3月8日、国際女性デーでございました。国連により、1975年に定められた日です。女性たちが平和と安全、開発における役割の拡大、組織やコミュニティにおける地位向上などによって、どこまでその可能性を広げてきたかを確認すると同時に、今後のさらなる前進に向けて話し合う機会として設けられた記念日でございます。

○石 飛 議 長 山根議員、質問からちょっと離れていってるようなので、簡潔にまとめて質問してください。

○山 根 議 員 本市の状況は、まだまだと感じざるを得ませんが、市長はどのように感じておられるのか。先ほども申し上げたと思いますけれども、今ジェンダー平等を絡めて、お考えをお聞きしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

今日の質問の中で、本当に市の状況といいいますか、意識せずにこの男

女平等というのが実現するというのが本来の姿だと思います。

しかしながら、まだ日本の社会というか社会は、男性優位という状況があるのも承知しております。しかしながら女性のパワーというのが地域の中でも必要というのも、いろんな地域活動を見る中でも目立っているといえますか必要なパワーだと思ってますので、今日は公共交通というか、市の審議会の中での女性の委員が少ないという御指摘からのお話ではありましたけれども、そういった多様な方々が、安芸高田市において活躍できる環境を市のほうが積極的に整備をしていく。これは、皆さんが自然にそういった流れになるまでは、やはりきっかけを行政のほうは意図的に仕掛けていくということが必要なんだと思います。

この委員の選定においても女性をあえて多く選出するような仕組みをつくる必要なのかなという思いも、今日のやり取りの中で感じさせてもらっておりますので、実際にこれからの審議会、あるいは市の中の行事、あるいはいろんな様々な点で、そういったものを意識しながら、真の多様性の認められる安芸高田市になるように考えて、実践してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 市長の答弁もいただきましたので、これにて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○石 飛 議 長 以上で、山根議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

13番 宍戸議員。

○宍 戸 議 員 13番、宍戸邦夫でございます。少しちょっと喉痛めておりますので、聞き取りにくいことがあるかも知れませんが、御容赦いただきたいと思っております。

既に質問の項目を通告しております。大枠2項目について、質問をいたします。

まず、1項目め、スポーツと青少年健全育成についてでございます。これは、市長、教育長、それぞれ関わる問題でありますので、必要に応じた答弁をお願いいたします。

安芸高田市においても、少子化が急速に進行する中、スポーツを通しての青少年教育の期待は、より高まっていると思います。

今日まで、スポーツ少年団などの運営は、伝統的に地域の市道者の献身的な活動として続けられております。こうした活動は、子どもたちの育成に大変大きく貢献していると考えます。

そこで、まず(1)の質問に入りますが、まず、ボランティア指導者の活動をどのように評価されているのか、お伺いいたします。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 宋戸議員の御質問にお答えいたします。

スポーツ少年団等の指導者の皆さんは、多年にわたり、子どもたちの健全育成に尽力いただいております、その活動を高く評価するとともに、深く感謝をいたしているところです。

今日までスポーツ少年団などの運営は、地域の指導者の献身的な活動で続けられており、こうした活動は、子どもたちの健全育成に大きく寄与しているものと考えております。今後も、子どもたちの心身ともに健やかに成長できる環境づくりを目指していきたいと考えておりますので、引き続きボランティア指導者の皆さんには、子どもたちの成長を温かく見守っていただくようお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○石飛議長 以上で答弁を終わります。

宋戸議員。

○宋戸議員 指導者という方は、大体週に二、三回、ほとんど夜ですね、子どもさんですから、学校がありますので、夜活動をしておられまして、本当に頭の下がる思いでございます。それと同時にいろいろな大会もありまして、この大会というのは、日曜日に行われることが多いわけです。そうなりますと、その指導者というのは本当、週に、ほとんど毎日のような感じで練習、また指導しておられるということでございます。これは、スポーツだけではなくて、この少年団というのは、コミュニティ活動とか社会活動とか、そういった野外活動とか、スポーツ以外の指導もされておるわけですね。そういうことからして、本当これ、年がら年中のようなことであります。

私も個人的なことでありますが、約10年このスポーツ少年団の指導者として関わらせていただいたんですけど、なかなか大変です。そういうところも、やっぱり行政はもちろんですけど、子どもさんを持っておられる保護者の方も、そういう活動には積極的に参加をされて、本当、全て地域社会が関わっているような、このスポーツ少年団活動ということでございます。

スポーツの中には、道場とかクラブとか、そういうスポーツ少年団に関わるだけでなく、スポーツだけに関わるというのものもあるわけですけど、このスポーツ少年団というものは、地域社会のといいますか、地域社会に貢献しているという役割もあるということでございますので、その点、私は行政としても、これをしっかり見守っていくという市長の答弁ですが、これは大切なことだろうというふうに思っております。

次の(2)番に移らせていただきます。

これは、昨年12月の一般質問の同僚議員、山本議員のほうからも質問がありました。そういうことからして、この関係でいろいろとかぶさる点があるかも分かりませんが、できるだけかぶされない質問の仕方を

させていただきたいと思います。

(2) 番でございます。様々なスポーツが存在する中で、「一人1スポーツ」の推進に当たり、好きなスポーツと出会うきっかけづくりは大切と思いますが、行政としての取組の考えをお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

安芸高田市では、2023年の3月に策定をしましたスポーツ振興計画において、スポーツでつながるライフステージ安芸高田を基本理念に、子どもから高齢者まで、心身の健康保持と活力に満ちた健康社会を実現するため、ライフステージに応じた生涯スポーツを推進しています。子どもたちが好きなスポーツと出会うきっかけづくりを増やすため、幼児期、少年期の頃から様々なスポーツに触れ、体力・運動能力を身につけ、スポーツに親しむ基礎を築いていく取組を推進しております。

また、スポーツをするだけでなく、見る・支える機会を提供することにより、市民誰もがスポーツに親しめる環境整備に取り組んでいく考えでございます。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 これは、行政として取り組むということもありますけど、先日、中国新聞でしたが、高宮の小学校で、わくながの選手の皆さん方の指導によって、高宮は、まだハンドボールというのを経験したことがない地域ではないかというふうにまあ実施するのがですね、思うんですけど、そういった企業の協力によるそういった普及というのも大切だと思うんですね。今現在、子どもさんの数が相当少なくなって、チームスポーツというのがなかなかチームがつかれないという課題があります。特にサッカーにしても、ハンドボールにしても、そういうのが多いわけですけど、1人でもできるような、ここへ書いております一人1スポーツというような、1つは新しい新たな競技というもののスポーツの紹介とする場合、これは教育委員会のほうにお願いすることになるかも分かりませんが、学校において企画されて、誰もがスポーツできる。サッカーならサッカー、ハンドボールならハンドボール、好きな子もおりますし、好きでもできない子もいるというふうに思いますね。

そういうふうなことからして、一人1スポーツ、これ第2次の総合計画が2015年に策定されておりますが、その中にも、一人1スポーツということを進んでいこうというふうにも書いてあるわけです。そういうことからして、ここらは教育委員会としての取組をぜひ企画されたいと思うんですけど、教育長さんの考えをお伺いいたします。市長さんもあればお願いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
永井教育長。

○永 井 教 育 長 議員御指摘のように、現在、児童生徒数の減少といえますか、教育委員会の管轄でいいますと、いわゆる子どもたちが減少してきておって、これは当然、安芸高田市だけの課題ではありませんが、全国的な課題です。数日前も新聞等により報道がされておりましたが、減少によって、特に中学校あたりでいいますと、よく中体連——中学校体育連盟という組織がございますが、大会をもう廃止するとか、大会の規模を縮小していくとか、そういう状況になってます。

それで、私が一番その中で懸念しているのは、スポーツに親しむということは、健康の保持増進、あるいは自己肯定感の高まりというようなことが期待されるわけですが、様々な大会とかクラブが縮小されるということの中で、健康の保持増進はもちろんです、自分に対する自信とか誇りとかいった自己肯定感までも影響してくるのではないかなということ懸念をしているところがございます。このことは、本市においてみても全く同じような状況がございますので、先ほど議員のほうからありました、1スポーツといえますか、子どもたちが今後においても運動に親しむ、そういう環境を整えていくというのは、非常に大切なことだろうというふうに思いますので、先ほど御紹介いただきました、企業の学校への協力でありますとか、あるいはスポーツ推進員というのがございますが、そういった皆さん方の御協力というようなことも得ながら、再度、今の状況にプラスできるような活動が仕組みないか検討をする必要があろうというふうに思いますので、検討のほうをしていきたいというふうに思います。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
宍戸議員。

○宍 戸 議 員 今、安芸高田市においては、いろんなスポーツの種目があります。ハンドボールもちろん、サッカー、バドミントン、卓球とか、剣道、空手、柔道もちょっと少なくなっておりますが、そういう、またカヌーとか自転車とか、たくさんあるわけですね。そういうこともやっぱり、今あるのも大切にしながら、また新たなスポーツ、今、広島のほうではスケートボードですかいいね、そういうふうなものもはやっておって、昔の市民球場のところへ特設化、設備をして、スケボーができるような取組をされているようです。そういった新しいスポーツがはやっているという中で、また個人でもできる、家庭でもできるし、1人でもできるわけですから、いろんなところで関わった取組ができるというようなこともありまして、そういったことからしてね、スポーツ教室というものも、ちょっと考えていったらいいんじゃないかという私の思いで、先ほど教育長のほうも検討したいというお考えのようですので、ぜひ取組をしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

(3) 番です。地域指導者と学校、行政の連携は大切だと思いますが、将来に向かってスポーツを通しての青少年健全育成推進体制をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

これは、先ほど市長の答弁の中にもありましたけれど、新たに去年の3月付ではありますが、第2期の安芸高田市スポーツ振興計画の中にも書いてもございますが、その中に、行政の中で推進体制というものをつくって取り組むというふうな記事があると思います。そこらのことについてお伺いいたします。これ市長か、教育長か、お願いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

青少年の健全育成を図る上で、地域指導者、学校、行政の連携は、とても重要であると認識しております。将来のスポーツを通じた青少年育成の推進体制については、地域指導者をはじめ、関係者がそれぞれの専門性を生かし、綿密な連携の下、地域指導者の成り手不足解消のため、広報活動の充実などに取り組む必要があると考えております。これらの取組を通して、地域指導者、学校、行政が一体となり、スポーツを通じた青少年の健全育成を総合的に推進をしていく考えでおります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 どうしても行政だけでやるというのは、もう限界があります。どうしても地域の皆さんの理解と協力がないと、とても維持・継続はできないと、こういうふうに思うんですね。

ここでちょっと教育長さんにお伺いしたいんですけど、現在、安芸高田市は、スポーツ推進員という方がいらっしゃいます。元は体育指導員というふうな名前で活動していただいていたわけですけど、その名前をスポーツ振興法に変わって、推進員という形になっております。現在、指導しておられる方ですね、こういう方の中に、スポーツ推進員として活動しておられる方もいらっしゃるというふうに思います。まだ指導はしておるけどスポーツ推進員ではないという方もいらっしゃると思うんですけど、これは本人の意向もありますので思うようにはいかないと思いますが、スポーツ推進員として任命をしていただいて、ぜひこれらのスポーツ指導者、いろんなスポーツがありますが、その指導者同士の意見交換とか、スポーツだけではないものもありますので、そういう方たちにも協力を願うために、スポーツ推進員として任命をされるというお考えはないでしょうかね。

規則を見ると、安芸高田市内では62人以内、員としてできるというふうになっておるようですので、そこらの点について、教育長さんのお考

えをお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 議員のお考えと全く同感の思いを持っております。現在62名、スポーツ推進員を任命できる状況になっておりますが、現在22名しか任命できてない実態でございます。これは、議員御承知のように、様々な課題がありますが、なかなかこの推進員になって、日頃、協力いただくということになりますと、先ほどもありましたように、夕方から夜にかけての制限ですとか、土曜日、日曜日、そのことに関わられるということで、なかなか自分のことができにくいとかいう時間的な制限とか様々ありますし、また本市の場合は、高齢化をしてきて、スポーツ推進員を引かれると、その後、補充ができない、協力してやろうという方がなかなか見つからないという状況でございます。

しかし、スポーツ推進員というのは、非常に安芸高田市のスポーツ振興のみならず、新たなスポーツ、先ほど御指摘いただきましたが、そういうことに関わって、大切な役割を持っていただいておりますので、現在、教育委員会としましても、そのことの課題認識ということはしております状況でございます。

ただ一方、1つ紹介させていただきますと、安芸高田市にはラジオ体操の優秀な指導者の方がおられます。なかなか市民に、これが周知できてないという課題がございますが、長年、学校に入り込んでいただき、指導していただき、市内でいいますと、美土里小学校は、全国で初めてラジオ体操で日本一に輝いておりますし、その特色ある取組が、文科大臣表彰を受けたということも実績としてはございます。

こういった一つの特色ある取組というのをさらに広げていくためには、いずれにしても、スポーツ推進員の方を今以上に多く発掘し、登録し、安芸高田市のスポーツ振興に様々な形で御協力いただくということが大事だろうというふうに思いますので、ここは教育委員会も課題意識を持っておりますので、また、様々な形での検討、あるいは取組を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍戸議員 最初に申しましたが、スポーツ指導者というのは、本当、孤独です。悩みもあります。そういうことからして、やっぱり行政としての関わりも、そういう心の支えをする立場でもあるんじゃないかというふうに思うんですね。青少年の健全育成という観点からも、スポーツ振興するという、健康な体をつくるということからして、行政として私は大変大事な、重要な行政施策の一つだと思っておりますので、ぜひスポーツ推進員さんと行政との連携がしっかり取れる仕組みを、しっかり早くしていただければというふうに思うんです。

私は、今、全国大会などへ壮行式が、今度もまたありますけれど、毎年、本当多くの子どもさん、また青年の皆さんも全国大会へ出場する、広島県代表で出場するという方がね、私はたったといたら悪いんですけど2万6,000人くらいの人口で、これ全国大会へ出場できる、いろんなスポーツで参加するというのは、全国であるのかなというぐらい思っているんです。これが1年、2年じゃなくて毎年ですからね。相当、私はこの安芸高田市は、スポーツのまち安芸高田でも、全国通用するんじゃないかと、こういうふうに思います。そういう意味では、これまで市長もはじめ教育委員長はじめ皆さんが、このスポーツを大事にしてきた成果だろう、歴史もあるんだろうと思うんですね。こういうものを、よりまちづくりに積極的に生かした取組が必要になるんだろうと思うんです。

そういう意味で、私がここで、最後の今の推進体制というのをどういうふうにするのかということをお聞かせいただいたんですけど、そういう点で、ぜひ改めて市長さんの取組を心といたしますか、取組に対する考え方をお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 今日ずっと宍戸議員さんのほうから、このスポーツの振興についての御質問等いただいております。本当に指導者の方々は、本当にただ指導者の方自身が、スポーツが好きだからというだけでなく、本当に安芸高田市の子どもたちを健全にする育成するため、あるいは本当に身を粉にして時間を提供していただいて、推進をしてもらってと思います。先ほどありましたように、スポーツ推進員の実態が62の枠に対応して22名の採用というか任命しか今しておらない状況もありますので、そういったところもしっかりと教育委員会とも連携をしながら、体制を整え、先ほどありましたように、スポーツのまち安芸高田市になれるように推進のほうもやっていきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
宍戸議員。

○宍 戸 議 員 そういうことで、今年ですか、長期計画、総合計画を立てられる予定でありますが、そこらの点についてももしっかりここに記載していただくようなことをお願いしたいと思います。スポーツと青少年健全育成についての質問は、これで終わらせていただきます。

次の質問に移ります。

○石 飛 議 長 次の質問に入る前に、ここで1時間がたちましたので、換気のため、11年20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時10分   休憩

午前11時20分   再開



- 石 飛 議 長      休憩を閉じて、再開いたします。  
引き続き一般質問をお願いいたします。  
      宍戸議員。
- 宍 戸 議 員      それでは、大枠2項目めの質問をいたします。  
      障害のある人の就労支援について、市長にお伺いいたします。  
      障害のある人の自立に「仕事」は最も重要な課題だと思っております。  
      「地域で働きたい、地域で生活したい、地域に貢献したい」という障害  
      のある人の願いに応えるためにさらなる「雇用・就労課題」への取組を  
      強化すべきだろうと考えております。  
      そこで、（1）番の質問をいたします。  
      民間事業所の雇用状況をどのように把握されているのか、お伺いいた  
      します。
- 石 飛 議 長      答弁を求めます。  
      藤本市長。
- 藤 本 市 長      障害がある人の自立において、就労による収入を得るということは大  
      変重要なことだと思っております。就労意欲のある人が、能力に応じて  
      適切な就労先に結びつき、定着するための支援は、本市においてもしっ  
      かりと取り組むべき課題と認識をしております。  
      そういった中、御質問にあります民間企業の障害者雇用の状況につい  
      ては、ハローワークや障害者基幹相談支援センターとの連携により、把  
      握している状況です。  
      以上です。
- 石 飛 議 長      以上で答弁を終わります。  
      宍戸議員。
- 宍 戸 議 員      これは、今、市長が答弁されましたけれども、この間、今年の3月で、  
      安芸高田市障害福祉計画（第7期）、これが2024年、去年から26年度ま  
      での3年間、計画をされておりますし、これを読ませていただくと、い  
      ろいろと詳しく、またアンケートも取られて、具体的な取組がされてお  
      るし、またこれからの計画もあります。方針も理念もしっかりしている  
      というふうに、よくできているなというふうに思います。  
      私が申し上げるのは、これは前回も2009年9月議会のときも、この件  
      については質問させていただいております。これからもう17年くらいた  
      ちますので、その状況がどのように変わっておるのかなという思いで質  
      問をさせていただいております。  
      次の（2）番、法定雇用率を達成企業の割合は、どういうふうになっ  
      ておるのかお伺いいたします。
- 石 飛 議 長      答弁を求めます。  
      藤本市長。
- 藤 本 市 長      国が定める障害のある人の法定雇用率は、2024年4月1日から引き上げ

られました。民間企業では、これまでの2.3%から2.5%へ、そして、国・地方公共団体では、2.6%から2.8%以上に、それぞれ改正されました。安芸高田市の民間企業における雇用状況は、2024年6月1日時点で、従業員数40人以上の対象企業者数32社のうち、23社が雇用率を達成しており、法定雇用率を達成している企業の割合は、71.9%となっております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 達成割合、大体100%いくのが理想ではあると思いますけれど、なかなかこの達成というのは難しいというふうに、企業の皆さんに聞いても言われております。これは、国が定めた障害を持つ方たちの雇用の安定、生活の安定ということからしても、大変重要な課題の一つだということ間違いなくと思いますし、国のほうもそういう考えでおるのだらうと思っております。

また、26年、来年の7月ですか、また、この法定率が上げられる予定というふうにも聞いておりますので、そういう障害を持つ方の雇用の安定ということは、国としての大きな課題であると。当然、安芸高田市においても企業がありますので、そこらの点についてもやはりしっかり行政として協力支援などをする必要があるんだらうと、こういうふうに思います。

次の（3）番に入ります。

市役所内における障害のある人の雇用率をお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

2024年の6月1日時点における障害者雇用率は、3.82%です。2.8%の法定雇用率は、満たしている状況です。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 これは、特に行政というのは、この障害福祉計画を推進するに当たっては、法定率は遵守するということは基本だろーと思ひますし、先ほど申しましたように、26年7月頃から、また法定率も変わってくるというふうにも思ひますので、法定率があるからどうかという問題でもないというふうには思ひます。そこらの点については、誤解のないような対応をしていかないとはいけなくて私は思ひているわけではあります。

次の（4）番に入ります。

就労の場の確保には、企業等の理解と協力が欠かせないと思ひますが、市としてどのような対応が取られているのかお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。  
障害のある方の就労定着を支援するため、市の障害者基幹相談支援センターに就労に関する相談支援員を配置しております。相談対応やハローワーク等への同行支援を行っている内容です。また、障害者自立支援協議会では、就労支援部会を組織して、企業への呼びかけ、職場体験実習及び職場見学の実施を検討しております。今後、庁舎内の関係部署で連携し、商工会や工業会を通じて、地元企業へのアプローチにも取り組んでいこうと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
宋戸議員。

○宋 戸 議 員 法定雇用率を達成している企業も、障害のある方の就労に努力していて、就労を、勤めていただいたということがあるんですけど、これが、そのときの職場の上司とか関係の皆さん、就労者の皆さん、その方が代替わりをしたり人事異動なんかで、そのときには人間関係もできておって、だんだん、だんだんこれが薄れて、働きづらくなって、上司も代わられる。いろんな人間関係の中で、せっかく勤めても辞めていかれる。辞めざるを得ないような環境になっておるのかどうか分かりませんが、そういうことがあって、企業としても悩んでいるということも、お話を聞かせていただいております。

そういうことからして、私は、企業の皆さんの努力は相当されているんだろうと思うんですけど、そこで、何か行政として、企業に対して支援ができることはないかなというふうに思いましたが、先ほど市長さんのほうで、いろんな協議会など、連携を深めるための努力をするということですので、大いに期待したいというふうに思います。実態としては、ハラスメントはないというふうに聞いておりますけど、やはり障害を持つ人の働く場で、環境が変わると定着しづらいというのが、そういう実態もあるようですので、そういう点についても行政として頭の中に入れた対応が必要なんだろうと思います。協議会などでいろんな課題に、また、企業としての悩みに対しても、できるだけ応えられるように、また支援ができることがあれば、ぜひ支援をする体制づくりというのが、必要なんではないかと、こういうふうに思って、質問をさせていただきました。

次の（５）番、行政から障害福祉サービス事業所への作業依頼の実績はどうなっておりますか、お聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

障害者優先調達推進法に基づいて、広島県就労振興センターの共同受注窓口を通じて、公用車の洗車や市からの発送する広報紙や通知文書などの封入・封緘業務を委託しております。

また、避難所で使用する毛布のクリーニング業務や消防署におけるレンタル寝具の調達等を依頼している状況です。これらを併せて、昨年度は年間で約158万円の発注実績がありました。

以上です。

○石 飛 議 長      以上で答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員      通知・広報の袋詰めというのは以前からお聞きしておりましたが、公用車の洗車とかクリーニングの関係ですかね、毛布ですか、災害用の、そういうことはちょっと初めて聞かせていただいたんですけど、いろんなことをこうして行政としてできることは、積極的な取組をしていただくということが大事だろうと、こういうふうに思います。なかなかそうはいいまして、行政というのは仕事に限られておりますので、なかなかそういう作業所への作業依頼というのは難しいところがあるかも分かりませんが、これからも継続的に、また、できることは、できるだけ事業所への依頼というのは大事だろうと思います。

次の（６）番に入ります。雇用と就労機会の創出に向けた市独自の新たな具体的な施策の考えをお伺いいたします。

○石 飛 議 長      答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長      お答えいたします。

安芸高田市には、福祉的就労の場として雇用契約を結んで働く就労継続支援Ａ型事業所と、雇用契約によらず支援を受けて働きながら就労に必要なスキル等を得るＢ型事業所があります。就労意欲のある方が、その能力に応じて必要な支援を受けながら就労できるよう、窓口相談から就労支援事業への引き継ぎや、就労支援員によるハローワークとの連携を行っております。障害がある人が、一般就労先で長く働き続けられるよう障害者基幹相談支援センターとかハローワーク、広島県の関係機関との連携強化をし、一般就労への移行者を増やしたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長      以上で答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員      やはりこういう就労機会の新たな創出というのはなかなか難しいところもあると思いますし、また、先日でしたか新聞にも載っておりましたが、事業所によって、国とか行政からの補助金が、賃金へ回せないというところの制度があるようです。そういうところからして、会社そのものの、もうからないということで、いきなり就労者の雇用を断つという状況に追い込まれているということも聞いております、新聞にも載って

おりましたが。そういうふうによっぱり企業は、やっぱり営利を目的とした事業がどうしても多いので、そういうことからして、国・行政からの地方公共団体からの支援がないと継続できないと。また、支援があっても、それが賃金へ充てることができないというふうな制度もあるようですので、大変難しい状況にあるというふうにも、継続していくためには難しい状況にあるということも聞いております。そういうことがないような企業としての努力も必要だろうと思うんですけど、そういうことも実際に起きているというようなことです。

私が思うのに、今、安芸高田市の基幹産業の中で農業というのがあって、これもいろいろ新聞紙上で取り組んで報道されていることでありますが、農福連携とか、今、安芸高田市もいろんな農業の法人が立ち上げられて、雇用をして、従業員さんを雇って、農業をしておられるところも多いと思います。そういう方と連携をしっかりと取りながら、行政としてできることをするというのも大事なかなと思うんですね。いろいろ農業も厳しい状況にありますので、なかなか雇いづらいということもあるかも分かりませんが、障害を持っておられる方ができる仕事というのは限られておると思うんですね。そういうことからして、農業であれば、何かの形で作業ができる、就労ができる場があるんじゃないかと、こういうふうに思います。そういうところもこれから行政として、例えば公設民営といいますか、例えばですよ、これできるかできないかは、また難しいところもあるかも分かりませんが、ビニールハウスを作って、そこで農作業ができるような作物を作って就労していただく機会を作業所の障害福祉サービス事業所との連携を取りながら取り組むという形もできるんじゃないかなと、こういうふうに思うんですね。ある程度安定していくと、この間の話じゃありませんが、民間へ無償譲渡していくとか、そういうやはり新たな、行政として働く場を創出するというのも、私、今から大事なんじゃないかなと、こういう福祉行政の中で大事なんじゃないかというふうに思うんですが、その点について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

農業においても、農業だけではないですけれども人手不足、人材不足というのは本当に深刻な状況です。今は、比較的その部分については、技能実習生等で対応するという流れがありますけれども、こうした中、農福連携の部分、安芸高田市の状況をまだ私も細かくは把握をしてませんけれども、できることで、農業分野において作業所の方が、障害を持っておられる方が就労できるようなことがあるのであれば、JAあるいは野菜生産部会とか、いろいろ組織がありますので、そういった中と協議をしながら、推進できるものは推進していきたいなと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 これは、先ほど紹介いたしました障害福祉計画（第7期）の中でアンケートを取っておられるんですけど、今後の施策の中で、やっぱり障害を持っておられる人の希望がここへ出ておるんですけども、やはり障害がある人の働く場の確保というのが3番目に、29.2%、一番多いのが発達障害に対する支援で52.3、学校教育や生涯学習の充実が38.8%、先ほど言いました障害がある人の働く場の確保が29.2と3番目に多いんですね。そういうことからして、やっぱり行政としての積極的な取組が必要だと私は感じております。

私の意見を申し述べまして、これで私の質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、宍戸議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので発言を許します。

14番 金行議員。

○金 行 議 員 14番、金行哲昭です。

まず初めに、東日本震災が明日で14年になりますよね。まだまだ諸問題、原爆についての諸問題が蓄積しております。その思いを持って、いろいろ辛苦され、我が広島県にもまだ移住される方がいらっしゃいということをお願いを持って、私の質問に入らせていただきます。

私の質問は、厳しい新年度予算についてと、大変な農業政策について、大枠2点、質問させていただきます。

まず初めに、新年度の予算について。

安芸高田市は、人口減少、少子高齢化、社会インフラ老朽化の厳しい財政状況の課題で山積みの中、これらの諸課題に向き合い、未来への筋道をつけないと施政方針にも訴えておられます。

また、将来に負担を見送らないため、財政健全化計画、社会保障関係の増加は見込まれるが、行政のサービスを安定に提供できるように、自主財源の確保するため、各事業、補助金などの必要性を検証し、税の使用率の向上、ふるさと納税のさらなる推進を図るとの考え方も、市長も言っておられます。非常に今において厳しい財政の中のこの予算編成の中で、まず新年度の予算の中で、市長の具現化の思いについて、まず、お聞きしたいと思います。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 金行議員の御質問にお答えいたします。

新年度予算の編成は、大変本当に厳しいものがありました。限られた財源を有効活用し、事業の優先順位を見極め、予算配分を厳格に行なったつもりでおります。

未来への道筋という点については、現在策定中の総合計画と併せて作

成します財政健全化計画の中で、今後、示していくことになります。

以上でお答えを終わります。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 今、市長の答弁があったの、本当に厳しい中の財政を意図した予算のあれでしょうが、市長も、市長になられて半年、初めての年間の予算の肝に銘じた予算だったと思って、中身はまた予算委員会で、逐次聞いていきたいと思います。

2番目の(2)のほうへ行かせてもらいます。

施政方針の中にも様々なニーズと課題があり、例えば企業誘致などのこともあり、既存の部局を超えて横断的に仕事をでき、市長、副市長等の特命案件をタスクとするポストを創設するということがございます。そのタスクということも新たに出た言葉でもございますし、その具体的なその思いをお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

昨今の時代の変化、市民のニーズに的確に、スピード感を持って対応していくために、今回、部長級の政策統括官を総務部の中に配置することといたしました。市長及び副市長の命を受けて、特命事項として処理をする政策の司令塔として役割を果たしてもらいたいと思っております。

とりわけ特命事項は、関係部局が横断的に連携をし、部局間の調整を行うことはもちろん、市長及び副市長の指示事項をスピード感を持って対処してもらうことに期待をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 市長部局と副市長、それから部長部局との横断の適切に・・・予算のことだと思うんですが、1点その中で、副市長と市長との間の中でも、その中での副市長の締められた使命とか、部長等というところの区分けですよね、そこらをどう考えておられて、そういうことにされたのかという、その1点をお聞きしたいと思います。副市長と市長との、仕事を分けるというんですかね、そこらを適切にやれるんだと思うんですが、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉 安 副 市 長 市長、副市長が、様々な仕事に関わってなる中で、特に仕事の中身を分けてという思いではなくて、共有している部分で、例えば企業誘致を例に取りましても、これには相当な時間もかかります。相手方の企業の中に入り込んでいって、非常に人間関係をつくっていく必要があります。

市長も副市長も、その仕事の任には当然当たりますけれども、常に自由に動けるポストで、部長級のものがあれば、またさらにその内容を深めていくこともできますので、そういった意味合いで今考えておりますポストを設けて、任に当たらせる。場合によっては市長、副市長、また教育長さんもうらっしゃいますし、各部の部長が、市長、副市長等としておりますのは、各部の部長のほうからも課題が挙がってきて、市長、副市長で判断したものであれば、特命として、その仕事を与えるということもあろうかと思っておりますので、今は、特に市長、副市長の仕事を分けて、任を充てるというような思いではなく、企業誘致を例にとりて申し上げましたが、そのようなイメージをしていただければと思います。

以上です。

○石 飛 議 長      以上で答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員      といっても財政がね、裕福な、どこの市町村もそうですよ。財政は決して裕福じゃない。そこに知恵を出し合って、今、副市長が言われたようにね、そのような知恵を出し合って、また部長との関連をよくし、明日の安芸高田市を築くという心構えでいくと今まで、予算は次の、いろいろございますので、その中で逐次、逐次、行かせてもらいます。

2番目の農業政策について、いきます。

高齢化の問題に担い手不足、耕作放棄地、農産物の価格競争の中、持続可能な農業にするために、次のことをお聞きしたいと思います。

水田活用の件で、水田の維持、目的とする以前、直接支払いの件で、22年度から5年度の制度が厳粛化され、5年ごとに水の管理をしなくてはいけないという直接払いの規定がございました。その中で、最近の新聞報道にありましたように、その厳しい水管理というもんが、27年度においては新しく見直されるということがございます。その点について、ちょっと担当課か市長かにお聞きしたいと思います。

○石 飛 議 長      答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長      お答えいたします。

水田活用の直接支払交付金については、2020年度の会計検査等において指摘を受け、交付対象の農地に水田としての機能が備わっているかの確認のため、5年に一度は水張りを行うことが要件として位置づけられておりました。

しかし、この規定により、耕作放棄地の増加を招くことが危惧され、制度の見直しを求める声がだんだんと大きくなっておりました。昨年12月には、現農林水産大臣が、制度の抜本的な見直しを表明されましたが、具体的な内容はまだ提示をされておられません。

新聞等の情報によると、水田のみでなく畑についても対象とすること、作物によって交付金が交付されることが検討されているようです。また、

2025年、2026年は、水張り確認を求めず、代わりとして堆肥の散布など、連作障害防止の取組が必要とされております。制度内容が分かり次第、農家等への周知を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長      以上で答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員      そこですよ。この中山間地域支払いは、すごく今、農家にとって、していく上に励みにもなってるし、報告事項は難しいんですけどいろいろ、中間直接払い金というのはね、すごく農家にとっては助かってる部分があるんですよ。それが厳しい中で、5年間に一遍は水張りができなくてはいけないということで、こんなに難しいのなら、もう中山間の、あれからやめようかというんですが、今度の新しいあれで、見直しができる。早く言えば、大豆、麦等々でも、水張りをしてなくても使えるということができるおるんです。

そこで、今この中山間地に、我が市に加入する団体が、どのぐらいいらっしゃるのか、そこを、多分、中山間地ということを聞いておりますので分かると思いますが、担当課のほうで分かれば御指摘をお願いしたいと思いますが。

○石 飛 議 長      答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長      この中山間地域直接支払制度の取組をされておりますのは、本年度、2024年度に162協定ございます。面積にして1,858ヘクタール。

ちなみに、前年度、2023年度には、163協定でございました。本年度、1協定下がっているという状況です。前年度の作付につきましては、1,866ヘクタールということで、やはり本年度、少し減っておる状況です。

○石 飛 議 長      以上で答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員      これほど中山間地域というのは、もう我が市の農家、第一産業、非常に助かるとあるというんですか、お役になっている政策です。これがちいと柔軟化になって、また5年間のそういう縛りもなくなればね、また、そこを畑、麦等々でやっていくという、我々仲間、また担い手等々も増えてくるということで、すごく関心持ってますが、引き続き、これも市のほうも担当からも、よく農家の人に周知徹底をお願いするということで、次の2番目の質問に参ります。

雇用就農資金ですが、雇用就農者の確保・育成の推進をするため、新規雇用制につき、年間60万だったと思うんで、60万などなどの支給するということが今やったださっております。この雇用資金が、農水省に25年度から人数制限の新しい設けがあるということで、今、農家の人も懸念されとんですが、これは25年、制度が設けられるのか、どのように

するのか、1点お聞きします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

雇用就農資金については、農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に、研修等の費用を含め、年間最大60万円を交付するという制度です。

交付対象者は、1経営当たり5人までとし、かつ3人目以降は、年間最大20万に減額されることになりました。下がりました。

主な理由としては、活用団体が増えて、予算上の歯止めをかけるためと聞いております。

なお、申請先は、広島県農業会議となっております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 これは、今までそういうあれだったが、減額されるて今、答弁がございましたよね。これは25年度から、もう正式にそういう減額ということは決まったと理解してもよろしいですか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 ただいま市長が答弁しました減額というところですけども、研修費等、費用を含めて年間最大60万円を交付するというところです。これは、そのままです。その減額については、1経営体当たり5人までとして、3人目以降が、年間最大20万円に減額というところでございます。そういった制度の中身となっております。

○石 飛 議 長 何年度から、今年から。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 大変失礼いたしました。令和6年度からというところでございます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 農業について、私たちの第一産業、安芸高田市として、非常にやっていかにやいけない。米の値段もやっと普通どおり、広島の方は高くなっていると言われますが、やっと普通どおりになって、潤いができたところです。こういう様々なやっぱり情報等々も、知られる方も知ってない方もいらっしゃるしますので、担当課のほうがちょうめんに、広報のほうをやることをお願いではないんですが、当たり前のことです。そのことを質問しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○石 飛 議 長 以上で、金行議員の質問を終わります。

ここで、13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長      休憩を閉じて、再開いたします。  
引き続き、通告がありますので、発言を許します。  
3番 熊高議員。

○熊高慎二議員      3番、熊高慎二です。  
それでは、質問通告に基づきまして、大枠3点、向原農村交流会について、にぎわい創出について、旧田んぼアート跡地について、お伺いいたします。  
それでは、1点目、向原農村交流館についてお伺いいたします。  
向原農村交流館やすらぎは、安芸高田市合併前、平成11年に設立され、物産品の販売、飲食店、休憩所、イベント会場など地域の交流の場として長い間親しまれております。公共施設等総合管理計画の中で、2026年度に関係団体と合意形成完了後、譲渡という計画になっております。こちらについて同僚議員が、令和6年9月の一般質問でやすらぎについて質問されていました。

そこで、①令和6年9月の一般質問の中で適化法の適用について、答弁がありました。農村交流館として、適化法の適用と利用形態についてお伺いいたします。

○石 飛 議 長      ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長      お答えいたします。  
熊高慎二議員の御質問にお答えいたします。  
本施設は、1998年度、県営農村活性化住環境整備事業により、広島県で整備され、1999年3月に県より譲与を受けたものです。鉄筋コンクリート造りのため、耐用年数は50年となります。

昨年の9月定例会では、児玉議員の一般質問に対し、適化法の適用が2033年までと答弁しておりましたけれども、担当課より2049年までと訂正がありました。誠に申し訳ございません。利用形態としては、ふるさとネットやすらぎ会に指定管理委託し、施設の設置目的に沿った運営をいただいているところです。

終わります。

○石 飛 議 長      以上で答弁を終わります。  
熊高議員。

○熊高慎二議員      2049年までという答弁をいただきました。譲渡に当たり、適化法の関係というのは、どのように関係しているのかお伺いをいたします。

○石 飛 議 長      答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長      譲渡に当たり、適化法との関係はどのようにかという御質問ですが、

適化法の適用範囲の期間では、財産の処分を行う際には国等への協議が必要となってきます。処分の内容によっては補助金の返還が必要になるものや、施設の設置目的が維持される場合は、補助金の返還対象とならない場合もあります。いずれもそのときの状態によって、判断するようになるかと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 譲渡の前と後で利用形態の変更というのは、どの程度許されるんでしょうか。お願いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

どの程度まで許されるかということですが、設立目的と大きく大きく変更しなければ、返還対象にはならないと聞いておりますが、国と協議をして、いずれにしても指示に従うことになろうかと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 続いて、②に行きます。

同じく一般質問の中で、この施設の観光施策を進めるという答弁がありました。どのようなお考えをお持ちか、お伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

本施設は、県道37号線沿いにあり、利用される方も県北東に移動される方の休憩所ともなっております。年間約5万人の来館者があり、4,000万円を売り上げております。農産物や物産品の販売、展示、都市交流の拠点施設として、指定管理者による特色のある運営を期待しており、将来的にも観光施設として位置づけたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 答弁の中で御紹介ありましたけれども、やすらぎの現状というのは、年間4,000万円の売上げ、年間来館者が5万人という実績をお持ちです。時代の変化の中でも観光施設になっているんじゃないかと私は考えております。

先ほど答弁にもありましたように、県道37号線に立地しており、南からの入り口ということもあり、数多く市外からのお客さんも訪れているという状況にあります。東広島高田道路が、この5月に開通するという

ことで、利用者の増加も考えられております。各種イベントも継続的に開催されておりますし、アートまつり in 向原は、県下でも有数のイベントに今なっており、2,000人以上の来場者があるようなイベントにもなっています。地域の活性化にも、こちら施設はなっております。

そうした状況の中で、③向原農村交流館を市の情報発信や、さらなる地域活性の施設にしてはどうかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 向原農村交流館設置管理条例においても、地域情報の発信事業、市や地域の活性化促進に関する事業が位置づけられております。指定管理者とも協議をしながら、引き続き特色ある事業の展開を行っていききたいと思えます。

先ほどありましたように、東高道路が開通するということがありますし、本当にそういった伸び代というのは十分あると思いますので、その辺はしっかりと指定管理者のほうと協議しながら継続していききたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 今までのやり取りも、当初、向原農村交流館としての役割が大分変わってきたんじゃないかなと思っております。たかみや湯の森や神楽門前湯治村など、対等な商業観光施設としてリニューアルの時期に来ているんじゃないかなと考えておりますが、この点について、市長のお考えをお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 確かに、設立当初からいいますと、状況も変わっていると思います。その後に湯の森、あるいは湯治村、道の駅あきたかたと、いろんなものができておりますので、そういったものを総合的に観光資源として見直していくということも、十分これからは考えていかなければいけないと思っております。

繰り返しになりますけれども、県道37号線沿いということで、本当に南の玄関、そして東高道路の開通により、一層やすらぎ交流館の役割というのは大きくなりますし、変わってくると思いますので、その辺はしっかりと議論しながらいききたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 市長、本日、傍聴者に多くお越しいただいております。いずれにして

も安芸高田市の入り口として、観光施設として、様々な整備可能性など今後の計画について、先ほど答弁にもありましたけれども、指定管理者としっかりと前向きな打合せをしていただきたいと思います。市長の考えを改めてお伺いさせていただきます。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 傍聴席のほうに関係者の方がお越しいただいておりますということで、改めてお話をさせてもらいますと、やはり今のやすらぎ館があるということは、現在の指定管理者の方々の努力によって、そして向原町の皆さんの努力によって今があるんだと思っております。

そういった中で、時代に即した在り方というものを指定管理者の人とも、担当課とも、併せて前向きに議論しながら、よりよい交流館にしていくように努力していきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
熊高議員。

○熊高慎二議員 前向きな答弁をいただきましたので、次の質問に移ります。  
大枠2点目、にぎわい創出についてお伺いいたします。

安芸高田市でも様々なイベントが開催されており、道の駅三矢の里あきたかたでも定期的にイベントを開催されるなど、にぎわい創出に取り組んでおられると思います。

では、市のにぎわい創出について、現在の取組とその効果についてお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

現在の取組としては、主要観光施設を中心に、それぞれの施設が独自の取組を図っております。例えば道の駅三矢の里あきたかたでは、サンフレッチェ広島リーグ戦のパブリックビューイング、神楽門前湯治村では、民間とのタイアップでコスプレイベント、また、各施設で実施されているミニコンサートの開催など、民間活力を取り入れたイベントの創出などで効果が出ている状態と捉えております。今後は、来年度策定される第3次安芸高田市総合計画に準じ、毛利元就、神楽、また、既存の観光施設を中心とした本市の観光文化、経済のさらなる発展につながるよう観光推進を図りたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
熊高議員。

○熊高慎二議員 にぎわい創出によって、様々な効果があると考えています。  
先日、旧郷野小学校のイベントにも参加させていただいたんですけれ

ども、そこに廿日市とか尾道市からも参加者がいらっしやって、交流人口を増やしていくことは、市の活性化にもつながると考えています。

また、地域を巻き込んだイベントや伝統のお祭りというのも大切だと考えています。市の職員さんも準備をされたり参加されたりと、多くのイベントに関わっていらっしやいますけれども、地域の方が参加して、そして協力していくことで持続可能なイベントやお祭り、にぎわいの場ができるのではないかと考えております。そうしたお祭りの継続的にしていくためには、にぎわい創出のための補助や支援も必要な時期に来ているのではないかなと思いますけれども、この点について、市長のお考えをお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 熊高慎二議員のおっしゃるとおり、各町でいろんなイベントをしております。それにも市の職員も関わらせていただきながら、一緒になって地域を持続可能なまちにするよう取り組んでいるところですが、おっしゃるとおり予算が必要になってくる事業もあろうかと思えます。それについては、また適宜、案件に応じてまた判断をしていくことになるんだろうと思います。

ただ、ここで一律に各旧町に対して幾らというようなことはお約束はできかねますけれども、そういった案件があれば、また別途、担当課を通じて御要望なりしていただければいいのかなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 私もしっかり参加して、地域コミュニティを盛り上げていきたいと思っております。

続いて、安芸高田市の活性化や知名度のさらなる向上のためにも、10周年や20周年のような周年記念事業が重要ではないかと考えております。

②番です。市として、周年記念事業をどのように考えているかお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

例えば道の駅三矢の里あきたかたでは、開設以来、毎年、周年記念事業を実施しております。施設の活性化と集客につながっているように把握をしております。

周年記念事業は観光振興の観点だけではなく、様々な部署においてありますので、にぎわいの創出だけでなく市の認知度向上においても重要な機会と捉えております。今後、関係機関と情報共有を図り、適時、記念事業の実施について検討していきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 来年度の予算を見させていただきますと、毛利輝元没後400年を迎える記念事業も予算計上されておりましたけれども、周年記念事業として様々なイベントを計画されるとともに、市民を巻き込んだイベントにしていきたいと思っておりますが、市長のお考えをお願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 おっしゃるとおり、来年度ですか、輝元没400年の事業を歴史民俗資料館を中心に展開を予定しております。こういったイベントを通じて交流人口の増加につながるというふうに思っておりますので、ただ単に内向きのイベントではなく、そういった安芸高田市外の皆さんにも興味を持っていただけるようなイベントとしてやるのが、やっぱり実質的な効果につながると思いますので、その辺は重々検討を考えながら進めていきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 平成の大合併の関係で、去年から多くの市町が20周年イベントをされております。お隣の三次市では、市制20周年記念事業としてにぎわい創出イベント補助金という事業もされておるようです。また、三次市民ホール開館10周年の記念事業として、NHKのど自慢を開催されたりしております。

来年は、クリスタルアージュが20周年を迎えます。ぜひ節目の年に、式典も大事かもしれないですけど、式典というより地域を盛り上げるようなイベント、計画をぜひしていただきたいと思っております。毛利元就郡山城入城500年のようなイベントを後押しするような。にぎわい創出事業を進めていきたいと思っておりますが、ちょっと繰り返しになりますけれども、市長のお考えをお願いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 周年関連のイベントをやったらどうかということであると思います。紹介ありましたように、のど自慢、熊高議員も以前、出場されたというふうに記憶しておりますけれども、そういったものが誘致というか、こっちのほうへ持ってこれればと思いますので、そういったNHKのど自慢、あるいは他の「おかあさんといっしょ」とかいう子ども向けのイベントとかもありますので、そういったものも含めて検討はしてみたいなと思っております。

以上です。

- 石 飛 議 長      以上で答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高慎二議員      のど自慢の御紹介ありがとうございました。  
それでは、3点目に移ります。  
旧田んぼアート跡地の利用について、お伺いいたします。  
市立3保育施設を統合移転する認定こども園の移転先について、先日の3月6日ですが、産業厚生常任委員会で、3施設が現在にある吉田小学校区内の吉田運動公園の北部の場所になるというような説明がございました。市では、旧田んぼアート跡地を移転先の候補に上げられていましたけれども、旧田んぼアート跡地の利用についてお伺いいたします。  
①として、どのように整備活用されるのかお伺いいたします。
- 石 飛 議 長      答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長      現在のところ、公園として整備をしていく予定で考えております。また、災害リスクが少ない場所でもありますから、防災の視点も盛り込めばと考えております。例えば宇品港、広島港の前に防災公園というのがありますけれども、ヘリポートを兼ねた平場といいますか、特に建物はないんですけども、そういった素朴な防災公園というのもありまじょうし、そういった意味でいろんなものを検討しながら考えていきたいなと思っております。  
以上です。
- 石 飛 議 長      以上で答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高慎二議員      令和3年8月の安芸高田市にあってほしい公園について、アンケートを実施されております。公園としての機能はどのように考えておられるか、お伺いいたします。
- 石 飛 議 長      答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長      公園といえば、やはり遊具、大型遊具を兼ね備えた公園、あるいは広場だけ、芝生広場だけの公園とか、いろんな公園のパターンがあるかと思います。この前取ったアンケートも参考にしながら、時代に即した公園、そして道の駅がありますので、そういった一体的なですかね、利用可能というか、利用者の方が一連の流れの中で利用されるという公園も必要でしょうし、そういったものを総合的に今から検討していきたいなと思います。その中には、防災機能も兼ね備えるというものを一緒に考えていきたいなという考えております。  
以上です。
- 石 飛 議 長      答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高慎二議員      道の駅の相乗効果、これは非常に大切だと思っています。先ほど質問

をさせていただきましたけれども、にぎわいの場をつくっていく点でも、イベント会場とかにもそういった利用ができないかなと思ってますけれども、道の駅との連携は、どのように考えていくのか、今プランがあれば、お伺いさせていただきます。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 ここで御説明できる具体的な内容というのはないのですが、やっぱり一体的なにぎわいをとというのは意識はしております。先ほどあったようなイベントを旧田んぼアート跡地でもイベントをするように区域を分けるとか、そういった意味で、ちょっと若干歩いていくには距離があるんですけれども、程よい距離という捉え方もできましょうし、せっかくその地域に道の駅がありますし、来訪者も相当数いらっしゃいますので、そういった流れが公園のほうでとどまってもらえるという流れもつくってみたいなという思いはあります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 次に、防災機能と言われましたけれども、先ほど紹介ありました宇品港のヘリポートですかね、そういった案内もありましたけれども、防災公園の種類様々、機能もあると思います。エディオンピースウイング広島横に整備されました芝生広場は防災公園としても整備をされております。整備されるに当たりまして、備蓄防災倉庫であったり、マンホールを活用した災害用トイレ、トレーラーハウスや釜のベンチなど、また先日、三原市が、トイレトレーラーを導入するという報道もありました。様々な防災機能を活用できるような計画をしていただきたいと思いますけれども、市長のお考えをお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 御紹介いただきましたように、防災公園といっても本当にいろんな形があります。これは公園と同じでいろんな可能性のあるパターンもありますので、そういったものが現在の田んぼアート跡地に適しているか、市民が望んでいるかということも十分に考慮しながら、建設、設置をしていきたいなと思います。

紹介にあったトレーラーのトイレですね、三原市の市長ともお話をしまして、そういったものを広域利用ということもあるみたいなので、個々の自治体が整備するとなると、かなりの予算になりますので、そういったところも幸いに、三原市とは三矢の訓協議会で連携を取っておりますので、そういったところも周辺市町のアイデアをもらいながら進めていきたいなと思っております。

以上です。

- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高慎二議員 せっかくの事業ですので、中途半端にならないように、地域に親しまれるような公園にしていきたいと思います。
- 活用されるということで、②番、完成時期についてお伺いいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 現時点でも、先ほど来申し上げてますように、どういった公園にするかということも最終決定はしておりません。そういったところで完成時期についても未定ではございますけれども、あまり時間をかけるべきでないと考えておりますので、2026年度の予算編成時期までには方針を決定したいなと思っております。
- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高慎二議員 この計画も市民にとっては大変注目されている事業の一つですので、計画や進捗状況について、全員協議会やホームページ、記者会見等でお知らせしていただきたいと思います。こちらのお考え、市長、いかがでしょうか。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 そのとおりですね。途中経過も含めて、また、市役所だけ決定することでもないと思いますので、市民の皆さんの御意見も伺うこともあろうかと思っておりますので、そういったときには、どうしても市民の皆さんに御利用していただきたところもありますので、皆さんのニーズを把握するためにもそういった対話なり、対話集会なりしながら、御意見を頂戴しながらアイデアを固めていきたいなという思いもありますので、いきなりもうこういうもの造りました、ドーンというような公表の仕方は考えておりません。
- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高慎二議員 3点について御答弁いただきました。
- 本日は、観光施設、にぎわい創出、公園についてと地域の活性化につながる質問をさせていただきました。
- 以上で、3番、熊高慎二の一般質問を終わります。
- 石 飛 議 長 以上で、熊高議員の質問を終わります。
- 続いて、通告がありますので、発言を許します。
- 8番 新田議員。
- 新 田 議 員 8番、新田和明でございます。

通告に基づき、大枠2点について、市長に質問いたします。

最初の質問については、2020年第3回定例会において通告している内容と若干重複しておりますので、御理解のほう、どうかよろしく願いいたします。

それでは質問に入ります。

まず、最初の質問1、ごみの資源化についてです。取組について伺います。

急激な人口減少の中、ごみは緩やかな減少傾向にあります。しかしながら、令和5年度ごみ処分を行っている芸北広域環境施設組合における安芸高田市の負担金は約3億4,294万円、前年度比で約1,104万円の増額となっております。その原因として、電気料金等の高騰が主な原因とされております。その後の取組として、燃えるごみの施設持込み手数料の値上げや、今年度においては燃えるごみ代の15%の縮小に容量変更し、少量化による実質的な値上げを行い、増収分をごみ処分手数料に充てている状況であります。

そこで、平成7年度「きれいセンター」に設置された焼却炉は、稼働開始から30年が経過、耐久年数は、おおむね30年とも言われております。「きれいセンターの今後の展開」や「循環型社会に向けたごみの資源化」について、市長の見解を伺います。

(1) 「きれいセンター」の今後の方向性のお考えを伺います。

○石 飛 議 長      ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長      ただいまの新田議員の質問にお答えいたします。

芸北広域きれいセンターは、建設後、稼働後30年になる施設であり、電気料の高騰や補修費の増加等により、処理経費が上昇している傾向にあります。こうした中、処理経費削減と持続的な処理を行うため、現在、三次市、北広島町及び本市で、広域的な処理を模索・検討している状況です。今でも北広島町と一部事務組合として、芸北広域環境施設組合を組織し、ごみ処理事業を行っていますが、さらなる広域化が可能か、メリットがあるのか、また、ほかに方法はないのか等、今後の方向性については、十分検討していく必要があると思っております。

以上です。

○石 飛 議 長      以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員      先ほど広域な取組をもう既に考えていらっしゃる、三次市、また北広島町とも関係を濃くしていくということで理解をさせていただきました。本当にこの芸北広域環境施設組合で担っていただくお仕事をちょっと増やしていただいて、今後については職員も、恐らくどんどん減ってくる、そういった環境の中、早めにやっぱり取り組むという姿勢が大事なかなとは思っております。実際に、人員や費用面で効率化を具体的に何

か考えがあれば、ここで答弁をお願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 やっぱりごみの減量化というのは、必要なんだろうと思います、新田議員御紹介のように。安芸高田市は、ざっくりとした分別収集はできておりますけれども、自治体によっては本当に細かく分別して、それを資源化して再利用する。そして、それが収益につながるというような循環型をされているところもありますので、これがすぐに安芸高田市、あるいは一部事務組合をつくってますので、北広島町と併せてできるかというのは、課題が多くあると思いますけれども、市民の皆さんも、以前に比べればそういったリサイクルとかいう意識が強くなっていると思いますので、そういったのを引き続き伸ばしながら、減量化の取組をしていきたいなという思いはあります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次の質問に入ります。

きれいセンター全体、また本市においても令和5年度の燃えるごみを含む生活ごみは減る傾向にあります。家庭から排出される生活系のごみは、燃えるごみ、燃えないごみ、有害物、容器包装、粗大ごみ、また、特別家庭用の機器、また、さらには事業ごみ系があります。1日1人当たり排出量は、きれいセンター全体の収集量を安芸高田市、北広島町の人口で割り出すと、平成30年では738グラム、令和2年では745グラム、令和5年では712グラムであります。

そこで、(2)に入ります。

本市の燃えるごみは、国や県平均に比べると排出量は減少傾向にあります。現状の取組と今後の展開について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

焼却施設の経年劣化により、焼却能力が低下しているため、燃えるごみの削減は急務と考えております。組合としては、本年度より、「燃えるごみ」の袋を「分別したけど燃やすしかないごみ」袋へと名称を変更しております。市民のさらなる分別意識の向上を図っておるところですが、市としては、古紙1キログラムの回収に対して5円の補助金を交付してごみの資源化を進め、処理量の削減に努めております。2023年度の安芸高田市からの燃えるごみの処理量は、前年度の5,943トンから、5,903トンへと0.67%の微減となっております。今後は、プラスチック容器包装のみならず、プラスチック製品の再資源化への対応と、生ごみの資源化への取組が不可欠で、それにより、ごみを減量し、コスト削減につな

げたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次の質問に入ります。

先ほど市長、今ありましたが、燃えるごみですね、約4割が、その中の生ごみと言われております。本市の1人当たり年間に排出する燃えるごみは、約129キロということであれば、その中で燃えるごみは約52キロということになります。「生ごみの減量化」を目的として、一般家庭用向けに竹チップと微生物を利用したコンポストタイプの仕組みが開発されております。普及の取組について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

生ごみの削減につなげるため、安芸高田市内のNPO法人が開発した生ごみリサイクルコンポストバックの講習会を、安芸高田市と芸北広域環境施設組合との共同事業で開催しております。本年度は、夏休み親子教室などを計4回開催したほか、大人のためのごみ見学会においても、参加者にコンポストバックの配付と使用説明を行い、普及啓発を図っているところです。引き続き、2025年度においても講習会等の開催を計画しております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 先ほど申し上げましたが、生ごみを1人当たり年間約52キロですね。処分費に置き換えると約2,320円、安芸高田市人口で計算すると約6,000万円ということになっております。コンポストタイプは土の管理、最終的に堆肥としての活用方法など、まだまだ整理できてない課題は私自身も理解はしておりますが、生ごみの啓発活動活発のほかに、1割削減するだけで約年間600万違います。ということは、市長がもっとやりたいことが、これでできるんじゃないかと私は考えておりますが、市長の見解を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 おっしゃるとおり、組合の負担金には、ごみ処理量に応じて負担する割合があり、市のごみ減量が進めば、その分、組合の市の負担分は減少することになります。市としては、さっきの答弁のような生ごみ減量化の取組に加え、地域での資源回収を促進し、不用品のリユース活動をさらに強化することで、きれいセンターのごみの搬入量を減少させたいと考えています。ごみ量が減少すれば、処理にかかる時間と費用が減少す

ることから、結果的に組合の処理経費減少にもつながり、市の財政負担も減少することが期待できると考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次の質問に入ります。

一部地域で設置している「地域回収拠点」において、リサイクル可能なダンボールや、先ほどおっしゃった古紙、またアルミ缶やスチール缶、ペットボトル等も、いつでも収集できる環境下で一定の成果を上げていると思われます。今後の展開について、市長にお尋ねします。

まず最初に、①「地域回収拠点」の官民連携の現状について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

資源物回収については、以前より先進的な取組として、甲田町公衆衛生推進協議会が、地域回収拠点を設置し、回収を実施されています。市では、市民のリサイクル活動を継続推進するために、この甲田方式をモデルとして、甲田町域以外の各町域へ地域住民主導での地域回収拠点の整備を働きかけてきました。

その結果、昨年4月以降、吉田町可愛地区、美土里町、高宮町、向原町の各町域において、民間のリサイクル企業による地域回収拠点が整備され、取組が開始となったところです。資源物回収が進み、資源として生まれ変わることを期待しておるところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次に入ります。

②住民なら誰でも持ち込みやすい環境を整えることが必要と考えます。そのためには、「地域回収拠点」をリニューアルし、丁寧なサポート体制や分かりやすい広報を行い、「地域エコ・ステーション」の設置について伺います。

エコ・ステーションとは、資源ごみや不用品などリサイクルを推進し、循環型社会を目指していく地域拠点と御理解ください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

全国的には滋賀県の甲賀市において、この民間のノウハウを取り入れた、市民がいつでも持ち込めるエコ・ステーションを設置している事例があることは承知をしております。本市においては、まずは地域住民が整備された地域回収拠点の活用が広がり、資源物回収が促進されるよう、

あらゆる広報媒体を通じて啓発に努める考えであります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 市のホームページ等で紹介されていますが、昨年6月5日から今年の3月31日の間、不要となった物品等、株式会社ヤクルト山陽のメルカリ S h o p s のアカウントを使用し、販売されております。

また、統廃合された小学校の机や椅子、跳び箱、太鼓など珍しい物品を多数出品されているとのことでありました。現状と今後の展開について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 本市では、現在、包括的連携協定を締結をしております株式会社ヤクルト山陽と協働いたしまして、物品等のリユースの実証実験を昨年からはじめております。昨年12月の末の時点で、市役所等の不用品、それから、きれいセンターにごみとして搬入されたもののうち、まだ使えるもの計53点を販売しております。販売金額、合計で約20万円となっている状況にあります。この実証実験につきましては、来年度、2025年度においても継続実施する予定といたしております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 もう既に20万円いったということで、大変期待するところではあります。

再度、ごみの資源化を行うのは、私は、エコ・ステーションは別な角度でどうかなということで、もう一度ここで伺いたいんですが、住民なら誰でも曜日関係なく持ち込めるというのは一つ、ここ地元の振興組織に入ってなくても安芸高田住民であれば持込みが可能だということのも一つ利点があるかなと思っております。今でもそのようにされてると思うんですが、例えば循環型社会の取組として、通常、資源ごみとして捨てられている、例えばソファやタンス、書庫やミニ家電など、市民や市外の方への販売、また新たな仕組みとして、先ほど部長から話ありましたが、そういったメルカリさんですかね、そういったところを利用してネット販売、もしくは民間事業者とのさらなるコラボを強化し、販売していく方法、また最近では、親族が亡くなられたとき、これをきっかけとして家を整理されるということも伺っておりますので、資源ごみがまだまだ増えてくる可能性があるということで、市長、もしこれでお考えがあれば、伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 市内外の民間事業者などと連携した、このリユース、リサイクルの推進は、持続可能な社会実現のためには重要であると認識しております。さきに答弁したように、まずは地域回収拠点でのリサイクル推進、実証実験でのリユース推進を行っていきたいと考えております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 次に入ります。

広島市のホームページには、このようにありました。ふれあい収集を実施、内容としては、自らごみの排出が困難になっている要介護1以上の認定を受けられている65歳の方、御自宅を定期的に訪問し、ごみ収集を行っているサービスとのことでありました。この収集は、昨年より行っているとのことで、高齢者宅の「ごみ出し支援」について、現状の取組と今後の展開について伺います。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

高齢者のごみ出し支援については、昨年9月より制度設計を行う上での諸課題等を把握することを目的に、モデル地区において家庭ごみの収集運搬を行う共同企業体と連携をして、戸別収集の実証実験を行っている段階です。

実証実験結果を踏まえて、2026年4月からの市内全域を対象とした開始を計画しているところです。

以上です。

○石飛議長 以上、答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 次の質問に入ります。

大枠2、2番目でございます。窓口対応について。

民間では、「窓口対応は組織の顔」とも言われ、対応力が求められます。仕組みの理解不足、情報認識の違い、価値観の違い等により、顧客から苦情があると聞かことがあります。市役所においても、来庁者のニーズに応じていく対応力やコミュニケーション能力が求められていると考えます。

そこで、職員の負担軽減や市民サービスの向上として、以下の点について市長の見解を伺います。

(1) 市民サービスの向上と行政事務の効率化として「書かない窓口」が全国的に広がっています。個人情報を目視、タブレット端末など、ICT機器を使って必要な情報を検索、また内容の確認、御署名欄にサインしていただくと、最終的に必要書類をお渡しするのみという方法、この仕組みを導入することで、市民や職員の負担軽減につながると考えま

すが、お考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

書かない窓口を含め、いわゆるDXの推進については、市民サービスの向上、行政事務の効率化を図ることができ、今後の行政運営に必須と考えております。窓口だけでなく、あらゆる事務においてDX推進によって業務効率化を高めていく必要があると考えていますので、全庁を挙げて取り組むべく、組織体制も含め、検討していく考えでおります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次の質問に入ります。

(2) 市役所では、特に公的な窓口機関であるため、個人情報情報は慎重に取扱いされていると認識しています。そのため接客時には、個人情報保護の観点から、個々への対応となり、理解されないことがあるのではと考えます。

そこで、①高齢者、また、配慮を必要とされる方に「タブレット端末」により視覚に訴えることで、行政事務の理解を早め、さらに職員の負担軽減にもつながると考えます。導入の考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

DXの推進に当たっては、まず、デジタル活用推進計画によって全体像を整理することから進める計画でおります。市民の皆様、職員ともに利便性が高くなるデジタル機器については、先ほどいただいた意見も踏まえて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次に入ります。

②市役所内の一部では、難聴の方へ配慮した機器を導入されています。最近、耳の全体をふさがない、耳の軟骨を振動させ、音を伝える仕組みの「骨伝導イヤホン」が自治体窓口に広がりつつあります。小さな声でも聞き取りやすい特徴の機器の導入について、お考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほどの答弁と同様に、いただいた意見も含め、デジタル活用推進計画の中で整理をしていきたいと考えております。

若干ここで紹介させてもらいますけれども、現在、障害者福祉を所管

する社会福祉課においては、聴覚障害者や聞こえにくさを感じる方への窓口対応として、特殊なスピーカーによる明確な聞こえを支援する、卓上型対話支援システムを設置しております。また、毎月第1・第3火曜日には、手話通訳者を配置し、意思疎通が図れる仕組みを整えております。支援者がいない場合には、必要に応じ職員が筆談で対応している等もしております。さらに庁舎内に限らず、本人からの事前申出があれば、通院時や外出時における手話通訳や要約筆記支援者の派遣も実施しているところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
新田議員。

○新 田 議 員 (3) に入ります。次の質問です。

本市では、市民一人一人のニーズに合ったきめ細やかなサービスを提供し、誰もが心地よい窓口になるよう、平成23年度よりワンストップサービスを開始しました。このサービスは窓口を移動して行っていた手続を、できる限り一つの窓口に集中することで住民の負担軽減を図るものであり、先進的な取組でもありましたが、現在、当サービスは廃止されています。利用者主義を第一として、再度行う考えはないか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

窓口ワンストップサービスは、市民課窓口への関係職員が赴き、市民対応を行うサービスです。2011年のサービス開始以降、パスポートやマイナンバーカードの申請受付・交付サービスが新たに加わるとともに、外国人人口の倍増に伴って、移動件数も増加するなど、窓口を取り巻く環境が大きく変化したことにより、市民課窓口では、手続を待つ滞留者が増加し、窓口カウンターが慢性的に混雑するという課題が発生してまいりました。

これらの課題を解決するため、2023年4月から手続漏れの防止のために交付する窓口の御案内及び窓口案内図を参考にして、来庁者自身で手続が必要な窓口を循環する形式へ見直しを行いました。現在は、滞留者が減少し、市民課窓口での混雑は解消している状況です。現状の窓口カウンター数は限られているため、当面ワンストップサービスの再開については考えていない状況です。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
新田議員。

○新 田 議 員 今、市長がおっしゃったこともよく理解もできるし、やっと落ち着いたということも分かりました。  
お悔やみコーナーというこのコーナーというのが、住民の方々からは言

われております。市長の今、今回の施政方針もありました。あったかい安芸高田市をつくりたい、目指したいというお気持ちもあったと思うんで、国のほうというか政府のほうですね、これ。行政機関の政府のほうで、令和2年5月よりお悔やみコーナーを設置するようなガイドラインを公表しております。知っていらっしゃるとおりだと思います。その中では、共有フォルダ、もしくは庁内連携シートという形で、恐らくもう既に連携して使っていらっしゃると思うんですが、この方がどういった要件で、どういう形で困られて、どこの担当課へ行かんといけんということ、恐らくぐるっと回ることを今はしてくださってると思うんですが、このお悔やみコーナーだけは、何らかの形で、市として新たな展開していただき行きたいなという気持ちです。

このガイドラインには、死亡は、遺族の負担が大きいことや高齢化の進展により、配偶者の高齢、世帯構成や家族形態の変化により、親族が遠方、または疎遠になることが増え、遺族が行う死亡相続に係る手続の負担は、一層増加することを予想するということで、政府のほうは判断しております。遺族に対し、最大限に寄り添い、本当にスピード感ある対応でやらせていただくことが、一番の市民サービスにつながるという反面では、業務の効率化ということも理解しますが、市長、最後ここ、御判断をお願いいたしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

お悔やみの対応も含めて、先ほど述べたとおりDX推進の中で十分に配慮した形での検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 以上で、質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、新田議員の質問を終わります。

おおむね1時間が経過しましたので、ここで換気のため、2時5分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時54分 休憩

午後 2時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、再開いたします。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

15番 秋田議員。

○秋 田 議 員 15番、秋田雅朝でございます。

通告書に基づきまして、大枠3点について、お伺いいたします。

まず、1点目でございます。行財政改革の取組についてということで、お伺いいたします。

施政方針で「持続可能なまちにするためには、継続して行財政改革に取り組む必要があり、健全な行財政運営を目指したい」と述べられています。具体的には、基本姿勢の中で「総合計画の策定」と並行して「財政健全化計画の改定」を上げられておられます。本市の将来に向かう「道しるべ」、指標ですね、指標として重要な項目と認識いたしております。この実現には、これまでも総合計画に掲げる将来像実現と持続可能な行政経営の構築を目指す「行政改革大綱」が策定されてきた経緯がございます。こうしたことを踏まえまして、次の点についてお伺いいたします。

まず、1点目でございます。第4次安芸高田市行政改革大綱は、令和6年度までの推進期間となっておりますが、次の策定についての所見をお伺いいたします。

○石 飛 議 長      ただいまの質問に対して答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長      秋田議員の御質問にお答えいたします。

これまで取り組んできた行財政改革の取組は、継続してまいりますが、形態については見直すように考えております。これまでは、学識経験を有する方や地域の代表者などから構成した行政改革推進懇話会を設置し、行政改革大綱に関することや行政改革の推進、強化に関することを審議していただくなどの手法で取組を進めてまいりましたが、今後は当分の間、大綱としての整理まではせず、副市長をトップとした庁内組織によって柔軟にスピード感を持って進めていきたいと考えております。行財政改革の打ち手を実施計画としてまとめ、きめ細かく進捗管理を行って、早く効果を上げることを意図としております。

以上です。

○石 飛 議 長      以上で答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋 田 議 員      今後は、ちょっとの間は副市長をトップとして推進期間を設けていくということで、私がお伺いしたのは、やはり既に総合計画の策定を準備されて、審議会の中でも9月の公表をめどにされているとということで、これまでの経緯からしても、総合計画があつて実施計画があるので、その後になるのではないかなということで、それがいつ頃になるんだろうかというお伺いをしたんで、私としては、9月に総合計画ができれば、もう庁内には検討会議があるはずなんで、10月、11月にはできてきて、でないと、令和6年度までの推進期間だったんで、7年度の、その間の次に質問する、今度は実施計画のほうですか、推進実施計画のほうへもこたえてくるのではないかなという思いがして伺っておりますが、だから副市長をトップにされて推進されるということで、具体的には10月とか

11月とかというのは、今答えることはできないでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉 安 副 市 長 議員御指摘の、第4次まで来ている大綱と、それが令和6年度で終わるということで、次のことを今、市長のほうから答弁させていただきました。

実は、これはすぐに始めようと思ってます。この庁内組織でもって、行財政の改革に取り組むということで、できればこの定例会終わってでもすぐ、新年度においてもすぐに取り組んでいこうと思います。その思いは、やはりこのたび、本当に厳しい予算編成となりました。このことを考えても、もうあんまり猶予はないと思ってます。それは予算編成のときによく分かったんですけれども、結局、1年に1回予算編成のときにいろんな事務事業を見るということでは、もう追いつかないかなと思って、これを、できれば定期的にというか毎月でも、副市長をトップにした財政面とか、あるいは職員適正化計画とか、DXの推進とかによる事務事業の見直しとか、いろんなところを総合的に検証していく、あるいはその組織を、今市長が申し上げたものとして立ち上げて、取り組んでいこうという思いの中で、その中で総合計画とか、また実施計画ができてくれば、財政推計とか財政健全化計画等々出てまいりますので、それらを同時に進行するという形で進めたいと今思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 ただいま答弁いただいたことに通じるかも分かりません。2番目の質問に入らせていただきます。

大綱の策定と行政改革の、今度は先ほど申された具体的な取組項目や目標実施年度を定めた「推進実施計画書」が、並行してやっぱり今までもつくられてきましたけれども、この点についても、先ほど答弁いただいたのかも分からないんですが、通告しておりますので、答弁のほうをお願いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

2025年度から始まる行財政改革の推進は、いわゆる実施計画を中心に進めていくことと考えております。取組期間は2025年から2027年度までの3年間とし、年度ごとの目標管理も行います。この実施計画で掲げる目標数値を、現在策定中の総合計画と併せて見直しをする財政健全化計画にもリンクする形で整理をしていきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員     今答弁でいただいた実施計画期間は、3年間というふうにおっしゃられたと思うんですが、総合計画の基本構想は20年ですよ。それから基本計画と総合戦略ですか、それらは4年というふうに認識してたんで、同じになるのかなという思いでいたんですが、1年違うんですか。3年と答えられたんですが、そこらあたりは、私の見解が違うんでしょうか。答弁をお願いいたします。

○石 飛 議 長     答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長     様々な計画の名前、今出てきておりまして、少し整理が必要なのかなと思うのですが、総合管理計画とか実施計画、あるいは財政健全化計画、これはもうスケジュールどおり進めていくという、その期間もそれに定められておるものという認識で我々進めていきたいと思っております。

今、質問いただいて答えた、いわゆる行財政改革、内部、自主的な取組として今お話しさせていただきましたけれども、これはあくまでも、先ほど申し上げましたように厳しい財政状況の中で予算を組んできた実態を見た中で、財政だけでは駄目ですし、事務事業の整理もしなくてはいけない、職員の適正化も進めないと、いろんな意味でと申し上げましたけれども、この3年間という、特にこの期間は何を意図としてるかという、市長の任期の間にこれを成し遂げたいということと、やはり先ほど申し上げましたように、4月からすぐ取り組みたいということは、来年度の予算編成にも成果・効果が現れるような取組を常にしていくという意味合いで申し上げましたので、取組をすぐに実施し、一応、目途は市長の任期の3年間ということで、この計画は位置づけております。

以上です。

○石 飛 議 長     以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員     理解はさせてもらったんですが、市長の任期ということで、先ほど来おっしゃるのが、財政改革のこれが基本だと。それから、事務事業の見直しということでございます。

ここで、今度は私のほうの思いを述べさせていただくと、この計画、今からつくられるんですが、当然、健全な財政基盤の確立ということが基本になって、そこに歳入歳出についてのいろんな取組を今までのものせてこられたし、これからものせられるんだと思うんです。その中で私が気になるのが、どうしても市の単独補助の適正化とか、それから、ふるさと納税ですか、制度による財源の確保等がやっぱり掲げてあって、先ほど市長の任期も含めて3年、財政改革の基本はここも歳入のことを考えたときに、大変重要なところなので、そこらあたりは、じゃ市長はどういう、少し離れてはいけないんですが、ふるさと納税についてとか歳入という部分で、思いがあればお伺いをしてみたいと思うんですけど。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 歳入の部分については、前回の定例会でもお話をしましたように、できることは何でもやると。10円からでも事はやるということでお話しさせてもらいました。ふるさと納税についても新たにサイトを立ち上げたりとかユーチューブチャンネルを起こしたりとかいうことで、私も見てもらったかと思うんですけど、記者会見のときにふるさと納税の返礼品の紹介をやらせてもらったりとか、いろんなことを取り組みながら、ふるさと納税の増にはつなげていくように、可能なものを取り組んでいくという覚悟で今やらせてもらっております。その結果がどうなるかというのは、これは今では分かりませんけれども、本当にそういった可能なものをやることによって、必ずそういったものは上向きになるだろうというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋 田 議 員 ただいま答弁いただいたことを、やっぱりきちんと実施計画にのせていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

3点目、施政方針では、「総合計画に掲げる取組の推進には、行財政の効率化とスリム化は欠かすことができません」と述べられていらっしゃいますが、このことについて、次の大綱、あるいは計画書にどのようなことを反映されていくのか伺うものですが、ここにこだわったら、行財政の効率化とスリム化ね、ここらあたりがどのように反映されていくのか、お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 これから、副市長も先ほど申し上げましたように、もうすぐ取組を始めます。今度の全員協議会のほうで、また細かく説明させていただきますけれども、これからは全庁挙げていく中で、行財政改革を進める中で様々な取組が各部局から上がってくると思います。スリム化についていえば、これまでも取組を進めてきた公共施設の適正化は、まず行うことと考えております。また、効率化についていえば、例えばDX推進によって業務の効率化、市民の利便性向上に取り組めないか検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋 田 議 員 今、答弁をいただいたんですが、1点、私の実施計画の中に、計画的な定員管理計画というのがありますよね。それでこれが、今一応6年ま

でしかないんで、7年以降は、まだ記載がないんですが、この部分についてもやはりやっていかれるんじゃないかなという思いはするんです。

ただ、結構、人員の適正化計画も今までやってこられて、かなりの人員削減をされてきたんですが、このあたり今後は、辞められる方と入る方のバランスもありましようけれども、そうしたところはやっぱり一つのスリム化のほうにつながるんですかね、そっちになるんじゃないかなという思いがするんですが、そこらあたりは、適正化計画との整合性ということでどのように考えておられるか答弁いただければ、お願いいたします。

○石 飛 議 長      答弁を求めます。  
杉安副市長。

○杉 安 副 市 長      定員適正化のこととか財政の改革とか、総合的にやらねばならないということで申し上げておまして、ただ、議員御指摘のように、合併来、確かに定員適正化というのはかなり取り組んで、進んできておまして、合併時530人の職員数でありましたけど、今三百数十名ということで、200人近い職員の定数を削減したということ自体が、相当な行財政の改革だったと思っております。これから考えなければならないのは、やはり安芸高田市の財政、特に交付税の問題とか人口の問題、その辺も考えつつ、かといって、サービスが低下するような状況になってはならないので、それらを総合的に考えるという意味で今申し上げたのでありまして、そこにDXとか事務事業の見直しというのを絡ませながらということになるかと思います。

以上です。

○石 飛 議 長      答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋 田 議 員      次の質問に移ります。

4番目です。財政的に実現の可能性を確認するため、財政健全化計画の改定ということを施政方針でも述べられておられますが、その財政健全化計画ですと令和7年度では、どのようなことを改定について想定されているのかお伺いいたします。

○石 飛 議 長      答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長      お答えします。

現在策定中の総合計画のうち、直近4年間の基本計画に上げる事務事業を反映した形で財政健全化計画をまとめていこうと考えております。先ほども述べたとおり、2025年度から始める行財政改革の実施計画も、リンクをさせる形で整理する予定であります。

以上です。

○石 飛 議 長      答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋 田 議 員 財政健全化計画の改定ということで、再度お伺いをするんですが、これは少し私の思いも入りますけれども、財政健全化計画で、私が特に注視したいのは、財政調整基金の推移という部分がございます。令和7年度当初予算でも、編成時で財政調整基金を少し取り崩して、3億5,000万ですかね、取り崩して予算編成をされている現実がございます。今後、いつどのような災害が起こるか、これは予想できない、予想できない事態も発生すると考えられるときに、こうした状況下で、今後しっかり見据えた計画、財政健全化計画を見据えた計画、特に市は数値目標が必要だったというふうに考えております。市長は、この財政健全化計画について、今の私が申したようなことも含めて、どのようなことを注視されていくのかなということをお伺いしたいんですが、令和5年度の決算事務事業評価シートによると、行政改革推進事業の課題にあったんですが、実施した事業の実績や効果を精査し、長期的な視点で財政健全化の取組を継続しなければならないということも、決算シートに書いてありましたが、だから長期的なことを考えるときにも、確かに財政調整基金の今後はしっかり水を検討していく必要があるんで、そこらあたりは、市長しっかり検討してもらいたいと思うんですが、お考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 おっしゃるとおり、財調も限りがありますので、これに頼つとる予算を組むことは不可能ですので、そういったところはしっかりと頼らない予算を組むという意味でも、事務事業の見直し、あるいは様々なものを聖域なき改革といいますかね、痛みも伴うこともあると思いますけれども、そういったところをしっかりと断行しながら持続可能な財政を守っていくように取り組んでいきたいなと思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋 田 議 員 今、行財政改革という大きな見出しで4項目をお伺いさせていただきました。それで、この行政改革を進めていく上においては、市長がいつもおっしゃってる対話、特に中心に執行部と議会が、いろんな施策について市民の声を反映した、私は共通の認識がいます。その共通の認識の下でしっかり議会、議論を交わさせていただき、施策展開のための提案を共有することをしっかりやっていきたいと、私もそういう認識でおりますし、市長をはじめ執行部も一緒にそういった認識で、共有が大事だと思うんで、しっかり対話ということは、そういうところで進めていっていただきたいということを申し添えて、次の質問に移らせていただきます。

大枠2点目でございます。農水省は。耕作されずに荒れて作物を栽培できる状態にない「荒廃農地」が、2023年度は、国内で対前年1.4%増

加していると発表されております。広島県では、農地面積に対する割合が15.3%と全国で10番目の多さということが報道されております。

農業の将来展望を考えると、こういったことに対して対策は必ず要るのではないかなという観点から、次の点について伺いたいします。

まず、1点目でございます。本市における現状について伺うものでございます。荒廃農地ということで数値が出てるんで、多分あるんじゃないかなと思って伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えします。

本市の場合、農地台帳で管理している農地面積は、2025年2月末時点で5,002ヘクタールあります。このうち荒廃農地として把握している農地は、約185ヘクタール、3.7%に当たります。

ただし、この数値は、農地利用最適化推進員による農地パトロール等によるもので、実際には、これより再生利用困難な農地があると思われます。その農地については、随時、精査しているところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 ただいま数値を伺ったので、答弁いただいたんですが、その数値自体は、私は理解はしにくいところがございますけれども、荒廃農地と、それからいわゆる耕作放棄地、それと遊休農地ですか、これを含めたものがさっき五百幾らだとおっしゃった、その数値になるのかなという思いもしますが、要は、対前年でいったら荒廃農地も増えてるという、全国と同じように増えてるという理解をしいいんでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 議員御指摘のとおり、やはり年々そういった農地が増えている状況にあります。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 ただいま答弁をいただいたことを基に、2番目の質問に入らせていただきます。

これは、総務省のほうで2024年の労働力調査というのがあるんですかね、農林業の就業者数は、1953年に統計を取り始めて以来一番少なくなったと。最少となり、1953年の僅か1割の水準に落ち込んでいるということが、これも新聞記事でございますが出ております。荒廃農地が増え、先ほどの話で荒廃農地が増え、就業者が減る。これが一番、うちに限ったことはないですが、全国的ですが、これが一番農業の課題になるのではないかなと私は思ってるんです。じゃ、対策をと伺ってはおりますが、

なかなか難しい部分はあるんですが、市長の見解を伺いながら、私も議員として、ここはしっかり提案していかなきゃいけないかなという思いで2番目を伺っております。お願いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

現状では、就業先として農林業を選ぶ方が減少している。または企業等の定年退職年齢の引上げにより、定年後に農業に携わる人が減ったということもあり、農林業者の減少に歯止めがかかっていない状況だと認識をしています。人口減少に伴い、社会全体で人材獲得競争を行っている状況で、特に広島県は、県外への人口流出が多く、人材確保が厳しい状況です。

このような社会情勢の中、市としても様々な担い手確保対策を行っていますが、思うような成果が上げられていないのも事実です。就業の場として農業が選ばれるために経済的な安定が不可欠で、米価の上昇や食料・農業・農村基本法に基づく適正な価格転嫁が出されるよう期待をしているところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 この課題の対策ネックとしては人口動態、これはもうどうしても欠かせないところで、その話をされて、担い手確保対策もしっかりやっておられるということで。今度は少し私も、これも思いになるんですが、先ほど話されたように荒廃地が増えて、人が減るという、この原因には、背景には人口減少、先ほどおっしゃったように人口減少と高齢化の離農ですね、それで農業担い手不足が要因なんです。この対策が必要ではというときに、先ほど担い手確保対策もしっかりやってるんですがという答弁はありましたけれども、やっぱり農業施策の充実が、私は求められると思いますし、そのことは、就農者の増加という難しい課題に対して、増えることはできませんけれども、現状以上やっていくことが一番難しいんですが、一番大事なことだということがあります。

ここで私の思いなんですが、この対策の要となると言いますが、基本は、今、国がやってる農業施策は、やはり大規模農家ですか、いわゆる大規模農家に対しての施策、女性も含めて、補助も含めてそういうのがやっぱり一番になってると思うんです。だけど大事なのは、中小規模の農家、やっぱりこれは昔からも言ってきましたけれども、そこを手厚くしていかなと、とてもじゃないけど無理なんじゃないかなということを考えてときに、いや、国はもうそういうことは今言わないとしたら、市独自でも何か、市長、考えていって、中小規模農家を手厚く支援できるようなことを、すぐにはできませんけれども、将来展望として考えてい

かれたらどうかと思うんですが、見解のほうをお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 昔から、一反百姓といって、小規模農家の方が元気な時代があったと思います。やっぱりそういう時代が来るのが一番、荒廃地も増えないですし、いろんな意味でいいと思うんですけれども、これもすぐに、ほんじゃあそういった対策がすぐ取れるかという、これも大きな課題がありますので、大型農家もスマート農業の推進とかいろんなことで農地を守ってもらってます。そういった大型農家でない中・小規模の農家さんに対する、それもやっぱり稼げる農業も目指さないけんですし、やっぱり農地を守る、損得は関係なく自分の農地を守るんだという方々が、やっぱり今少なくなっておられるというのも現状だと思います。そういった負の連鎖といいますか、そういった農地に対する市民の皆さんの愛着といいますか、代々守ってきた土地を荒らすことなく作っていかないけんという気持ちもだんだんと薄れてきているのが、今のこの荒廃地が増える、それと、鳥獣害の被害とかもいろんなものが重なるとるなと思うんですけれども、そういったものを一つ一つ考えながら、できるものから取り組んでいく必要があると今は思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋 田 議 員 ぜひ稼げる農業に向かって、検討のほうをよろしく願いいたします。  
次の3番目の質問に移ります。

今、いろいろ1番、2番でやっていた、こうした状況の対策として、これ今年って書いてある、今年度ですね。今年度の3月までの策定が義務づけられている「地域計画」がございます。私は、このことについても令和6年の第1回定例会、1年前に策定の取組状況についてということでお伺いをした経緯がございます。

再度お伺いするんですが、農業者と農地の減少に歯止めをかけ、農業生産を維持するという「人と農地の確保」の観点で、この計画策定が重要課題と私は認識いたします。

それで、次の点についてお伺いしたいと思います。

①です。本市における現在までの策定状況についてお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

本市においては、昨年度、地域計画策定推進協議会を立ち上げ、現在、関係機関等での協議を進めてまいりました。旧町ごとに6つの地域計画を作成するため、各地で協議の場を設けて素案づくりを行い、おおむね予定どおりの進捗状況にあると把握しております。現在、関係機関に意

見聴取を行っており、この後、公告縦覧を行い、3月末に策定し、公表する計画であります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 推進協議会を立ち上げながら、予定どおりということで答弁をいただいたと思います。

昨年のときに、既に美土里町と高宮町は、ほぼ現地地図の作成ですか、作成作業が完了したと。残りの4地区は、現在作業を進めており、協議の場は設けてないですが、全ての協議について令和6年度で終えたいと考えているという答弁をいただいておりますので、これはそのままの進捗で、今、市長おっしゃったように予定どおり進んだということで理解してよろしいでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 予定どおり6つの地区の地図の作成も終了して、先般、策定推進協議会のほうを開いております状況です。その中で、先ほど市長も答弁しましたけれども、各関係機関に意見聴取を行っておる状況でございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 それでは、策定済みという答弁をいただいた中で、次の②の質問のほうへ移らせていただきます。

策定済みの地域について、今後の展開はどうなるのでしょうか、所見のほうをお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えします。

地域計画は、地域の農業の将来像を描き、その実現に向けて、農用地の利用方針や担い手の集積目標を定めるものです。これに基づき認定農業者等の担い手を位置づけ、農地の集積を図っていくこととなります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 これは農業新聞の受け売りなんですが、農地改善事業、農家負担なしというような見出し、地域計画区域5ヘクタール未満にとか、農地改善事業の農家負担なし要件を見直すということで、これが地域計画を策定してあるところに適用される条件になるのかなというふうに思っておりますが、この内容的には、地域計画に位置づけされた5ヘクタール未満の未整備農地を対象に事業実施を認める。2025年度当初予算に盛り込んだというようなことが出ておったんですが、そこらあたり部長、この

ことはどういうことなのか、どういう展開になるのか、答弁がいただければお願いしたいと思うんです。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
森岡産業部長。

○森岡産業部長 大変認識不足で大変申し訳ないんですが、私は、先ほど議員がおっしゃった農業新聞を目にしておりません。内容について、ちょっと確認ができないので答弁が難しいんですけども、また後ほどということではよろしいでしょうか。

○石 飛 議 長 秋田議員。

○秋 田 議 員 それでは、後ほどということをお願いいたしたいと思います。

次の③の農水省は、令和7年度から農地や担い手に関わる補助事業について、原則として、地域計画にひもづけされると認識していますが、その影響が本市にはどうなるんでしょうかと、さっきの質問と重なるんかどうか分かんんですが、そこらあたりは何か認識をされていますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えします。

国の補助事業については、対象者が地域計画に位置づけられた農業者であること、そしてまた農地が計画の範囲内にあることなどが新たな事業要件に加えられています。このため新規就農者など、新たな担い手が事業を実施する場合は、担い手の追加のための計画の変更が必要となってきます。原則的には、毎年1回、計画の見直しを行う予定ですが、緊急を要する場合はその都度対応していきたいと思っております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋 田 議 員 だから、今のが、市長が答弁されたことは、令和7年度からそのことを実施していくということで理解をさせていただいてよろしいでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
森岡産業部長。

○森岡産業部長 そのとおりです。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋 田 議 員 それでは、次の質問に入ります。

3番目のスマート農業の今後の取組についてということでございます。これはもう、これまでも何度か質問させていただいておりますが、通告いたしております。

担い手の労働力の省力化や営農支援のため、スマート農業の実現に向けて、これまで「スマート農業技術調査事業」として実証試験に予算計上されて取り組まれた経緯がございます。これが、令和7年度の当初予

算を見させてもらう限りは計上がないのではないかなという思いがいたしておりますので、次の点についてお伺いいたします。

まず、1点目です。これまでの実証試験の結果について、どのように評価されているかお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えします。

スマート農業技術実証調査補助金は、J A広島北部営農経済センターが行う実証事業に対しての補助金でした。ドローンによる様式診断や追肥散布、レーザーレベラーを活用した水田圃場の均平化、無人田植機の実演会、AI解析による病害・雑草の発生予測、最適な防除時期や収穫時期等を提案できるシステム等、様々な検証を行ってまいりました。新しい技術を農業者が直接見て、自らの作業効率などを検討する機会になったと評価しております。

検証内容については、法人協議会などを通じて広く担い手農家等に紹介をしているところです。

以上です。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 今、答弁はいただいたんですが、重複するかも分かんんですが、もう一度繰り返すと、私も何度か質問したということで、令和3年の12月ではドローンの活用による取組であったり、おっしゃったレーザーレベラー、トラクターを使用する圃場の均平化がなされて、それから、その前の令和3年にも聞いとるんですね。スマート農業の将来展望ということで、将来展望では、この調査を続ける必要があり、どれだけ有効なのかを見つけ出して、全市展開を行いたいと、前の市長なんですが、という答弁をされております。それから、丸1年前の6年3月でも、このことについてお伺いしましたけれども、スマート農業は、農業従事者の減少による人手不足の解消、ありましたね——と、国を挙げて、それはやってる事業なんですが、本市でも、ここが自動給水による水管理能力の削減や人工衛星、さっきこれはおっしゃった肥料不足と農地の診断等を行うなど、有効性を検討していると。特に水管理はスマホで確認できるなど有効性が高いため、全市展開の可能性が考えられますというのが、1年前の答弁だったんですね。

そうしたところを考えたときに、一番は、さっきも言いました農業従事者の減少による人手不足の解消、ここにこだわりたいんですね。だから、ぜひともこのスマート農業は進めるべきだなということでお伺いしているところです。これも含めて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

(2) の実証実験の結果において、課題も見えてきたというふうに認

識するんですが、そこらあたりの所見をお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 毎年、この農業技術といいますか、スマート農業に関する農業技術も進歩してます。こういう実証実験をしましたけれども、農業技術の導入によって、いかに農業者の労務の省力化ができるがポイントとなると思っております。ここは、農業者によっても判断が異なる点だとは思っておりますが、本市のような中山間地域では、条件のよい農地と比べてどうしてもコストが高くなってまいります。費用対効果の面からの検証が、課題ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 課題については、今おっしゃったコスト、あるいは費用対効果で、これが課題じゃないかなというふうにおっしゃって、これは全国的にもこの課題についてはあるんですね。やっぱりスマート農業がなかなか普及しない一つに、おっしゃった導入コストがかかる。それから、ITへの技術とリテラシー、何か理解力が求められると、操作がだと思っております。それと、いわゆる通信環境が整備されていない。ところどころは、やっていただいておりますが、まだまだ、圃場ですので、それが整備されてないと。後は、メーカーごとにいろいろ機種が違ってきますので、そこらあたりの何というか操作上において、なかなかマッチングできなかったというようなことがあるんだろうと思います。これが課題だというふうにはみんな分かっているんです。この課題へ、どうやって、じゃ、対応していくのかということが一番の課題となって、次の4番目の質問に移りたいと思いますが、今後について取組等の見解をお伺いたします。

○石 飛 議 長 秋田議員にお聞きしますが、4番目の質問というのは。

○秋 田 議 員 3番目です。

○石 飛 議 長 3番目でよろしいですね。

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えします。

中山間地域の重要課題である草刈りの省力化ですね。それとドローン等を活用した農薬散布などは、労力削減効果をしっかりと検証すべきだと思っております。JAとも連携し、国や県の実証実験の結果等も参考にしながら、中山間地域に合う事業の推進を検討していきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員     草刈りであったり、これも前に提案したことがあるんですけども、草刈りが大変なんですよね、みんな。草刈りをこんなとこまでできる機械があるんで、市のほうで導入するか、あるいは集落単位に少し支援をして買っていて、草刈りができない地域ができないかななんて質問したことがございますが、なかなか厳しいところがあるんですね。ドローンはできるんでしょうね、今の時代もドローンでやってますので。だから、そうしたことをやっていく上においても、一番ネックになるんですが、令和6年3月、1年前の定例会の答弁で、導入費用の課題を上げられておって、農業経営者の要望を踏まえて、国・県の費用助成等を活用し、有利な導入方法を検討していきたいという、考えていきたいという答弁をいただいたんですね。それで、そうしたことを考えよったら、当然、補助金も含めて国の事業ですね、これを活用せないけんようになるんだらうと思うんです。それで、先ほどの続きになるんですが、地域計画を重視するんですが、これからのいろんな農水省が、事業採択の要件に地域計画を上げてて、使える事業が、新規事業として、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業と、これは、もう2025年度、来年度の予算で計上されているんで、そこらあたりをしっかりと使うことを、最もそれを使うまでには、地域の限定、地域がまず導入するかどうか先だとは思いますが、だけどそうするに当たっても、じゃ、こういうのがあるんですよということをこっちから提案してあげながら進めていくのも一つの手法ではないかなと思うんですが、そこらあたり、市長どう思われますか。

○石 飛 議 長     答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長     おっしゃるとおり、国の予算は補助金を取ろうと思うと自治体で計画を制定しなくては、その恩恵を受けられないということもあります。今回の地域計画もそういった一つのあれだと思いうので、今度3月末で交付しますんで、それに基づいて取れるものはしっかりと農水省等から情報を取りながら、そして、実際にある補助金については、また農家の皆さんへ周知をしていくことで、うまく利用してもらえるようにしていきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長     以上で答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋 田 議 員     それともう1点、これからの今後の取組の中で、スマート農業に関してはリースですか、リースとかシェアリングとかいうようなこともよく出てるんですよね。全くお金がかからないほうは、補助金の活用よりは、こっちのリースとかシェアリング、集落でみんなで借りるとか、そっちも有効の手だと思いうんですよ。そっちを考えるほうが、先がいいんじゃない

ないかなと思ったり、それがモデル地域になって、次へつながれば農業面白くなるんじゃないかなと思って、担い手が増えるかどうか分かりませんが、稼げる農業にはつながるかも分かりません。そういう思いで、そこらあたりはやっぱちょっと検討されてはどうかということをお伺いするんですが、どうでしょう。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 御紹介いただいたようなそのリースとかいうのは、安価なコストで導入コストが下げられるということであれば、恐らくもう先進事例みたいなものもあると思いますので、そういったものを紹介しながら、またそれを市民のそういった希望の農家の方へ展開していくという、啓発していくことも考えていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 以上で、私の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、秋田議員の質問を終わります。

おおむね1時間が経過しましたので、ここで換気のため、3時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時54分 休憩

午後 3時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

2番 佐々木議員。

○佐々木議員 2番、佐々木智之です。1日目のアンカーとして、2日目にしっかりとつないでいけるよう頑張りたいと思います。

通告に基づき、大枠2点、質問させていただきます。

1. 創業・起業支援について。

今回の質問では、安芸高田市が活気づききっかけとなれればと考えております。

2024年4月定例会でも、これまでもありました道の駅への良品計画出店の話題が上がっておりました。企業が出店することは、安芸高田市が活気づききっかけになると考えます。市長の施政方針にも「がんばる産業は、まちの原動力」というふうな文言もありましたが、全国の企業の出店が難しくとも、にぎわいのきっかけづくりをしないからつくっていく、それが地域住民から生まれてくるということは、結果として安芸高田市にいい効果があるのではないのでしょうか。

総務省地域力創造グループは、昨年度から継続してローカル10,000プ

プロジェクトという項目を予算として用意しています。このローカル10,000プロジェクトは、産官学金労言士の連携による創業や事業の立ち上げを支援するものです。支援するプロジェクトの条件としては、地域密着型であること、地域課題への対応が行われること、新規性があること、また、銀行からの融資を受けることがあります。安芸高田市においては、住民の起業の雰囲気の後押しできるものではないかと考えております。

近くの事例では、島根県松江市が、美保関の古民家を活用した宿泊施設とレトロなバーを整備した事業や、同じく島根県浜田市が、観光施設の遊休区画を改装し、Iターン出身者の洋菓子部門を整備する事例などがあります。どちらも地域資源の利用、さらには遊休資源を活用し、新しく活気や魅力の発信につながれていると考えられます。

以下、このプロジェクトに関して質問をお伺いします。

①地域の課題に目を向けた企業が増えることは、市にとってもよい効果があると考えますが、市長の考えを伺います。

○石 飛 議 長      ただいまの質問に対して、答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長      佐々木議員の御質問にお答えいたします。

安芸高田市が抱える地域課題は多岐にわたります。例えば有害鳥獣対策、耕作放棄地の解消、農業の担い手など、様々な分野で地域課題が山積していると捉えております。官民連携による地域課題の解消には大いに期待をしているところです。これまでも、市の補助金を活用し、地域課題解消を目的に創業支援事業38件、サテライトオフィス支援事業12件の実績があり、十分効果が望めるものと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長      以上で答弁を終わります。  
佐々木議員。

○佐々木議員      次の質問に移ります。

このプロジェクトは、行政が企画をすることも可能というふうに総務省のホームページには書いてあります。安芸高田市として、ローカル10,000プロジェクトを活用する意向があるか伺います。

○石 飛 議 長      答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長      お答えいたします。

この事業は、産官、金官の連携により、新たなビジネスを立ち上げる民間事業者の初期投資費用を支援する事業と認識しております。また、比較的に大規模な投資など、大きな取組が対象であると考えております。地域資源の活用、地域課題の解決、地域の雇用創出など、新規事業の立ち上げで、この事業スキームに準じる計画を持つ企業意向があれば、市としても事業に参画する必要があると考えております。

- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
佐々木議員。
- 佐々木議員 相談の要望があればというふうな答弁だったと思うんですけども、総務省のホームページには、その相談窓口として政策企画部さんの連絡先が書かれています。これまで連絡や相談などがあったか、実績があるかを伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 今のところ、この制度を利用してというふうなことに結びついたということはございません。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
佐々木議員。
- 佐々木議員 自分も広島銀行さんにちょっと確認したら、そういう実績は、広島県内でも事例としてないということだったので、広島県自体の取組としてちょっと薄いのかなというふうな認識でいます。  
次の質問に移ります。  
今後は、そういった大規模な事業計画だったりとか地域課題を解決するという事業が創出されることを期待したいと思いますが、このローカル10,000プロジェクトに限らずですが、そういった補助事業があった場合にどのような手法で啓発を行うか伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
啓発については、現在、市単独事業で、起業支援事業を行っており、市の商工会と連携を図り実施していますので、ローカル10,000プロジェクト事業の啓発も、それに併せて案内ができるものと考えております。市のホームページによる啓発を継続し、商工会と連携した相談セミナーやマッチングイベントの参加を考えたいと思っております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
佐々木議員。
- 佐々木議員 大枠、次の1点に移ります。  
空き家対策について伺います。  
本市においても人口減少は課題となっており、また、世帯数の減少による空き家も問題の一つとして認識しています。空き家と土地が放置されることで生まれる問題は多く、建物の老朽化により周辺に危険な状態が生まれることと、放置した土地で雑草が伸び、周辺の民家にも影響が出ることなど、また動物のすみかとなり鳥獣害が増えるなど、安芸高田

市全体として、自然に囲まれたよい風景が損なわれていくことにつながると思います。対策として、これまで以上に空き家に関するサポートを強化することが必要と考えております。

国は、空き家等対策の推進に関する特別措置法を2023年6月に改正し、空き家等管理活用支援法人の指定に係る制度を創設しています。この制度の狙いは、民間法人の指定により、民間法人が法的立場から活動しやすい環境を整備し、空き家等対策に取り組む市町村の補完的な役割を果たしていくことです。

その上で、以下の質問を伺います。

①本市において、現在空き家は何戸あるか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

空き家等対策計画を策定した2014年には、1,902戸の空き家がありましたが、現在、本市では、2025年2月末現在で2,865戸の空き家があります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 先ほどの答弁で、10年間で約1,000戸近く、900戸余り空き家が増えているという現状を確認しました。

次の質問に移ります。

現在の市としての空き家に対する取組を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

本市では、2021年度に策定した安芸高田市空き家対策計画に基づいて、空き家等の適切な管理、空き家及びその跡地の活用、特定空き家等への対処、空き家等対策の実施体制の4つを基本方針として事業を実施しています。

実施内容は、空き家活用専門スタッフを採用し、所有者への適切な管理の促進、空き家バンク制度、特定空き家等の解消を図るため、必要な対策を進めているほか、庁内をはじめ、国、県、関係団体等と相談体制、実行体制の構築に取り組んでおります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 先ほど答弁のあった取組に対して、これまでの評価を伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 安芸高田市の空き家対策は、一定の実績を持っておりますので、これは取組が効果を奏しているんだというふうに評価をしております。いずれにしても、まだ空き家は増え続けておりますので、追っかけこのようなところがありますけれども、この体制を維持しながら、またそういった先進事例等あれば、そういうのを取り込みながら、空き家を有効に活用する取組を進めていきたいと思っております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 次の質問に移ります。

本市においては、2023年12月に空き家等管理活用支援法人の指定を行わないと、ホームページで公表をされています。また、その理由として、どのような基準で指定すれば効果的な役割が果たされるか、現状では分からないためとホームページに記載されています。今後も増え続ける可能性が高い空き家の対策を、より広範囲で行うためにも行政以外の民間法人にも管理活用を加速していく必要があると考えますが、市長の考えを伺います。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

佐々木委員御指摘のように、空き家は今後も増えていく可能性が高いと市も認識しているところです。全国では68団体の法人が指定をされているようですが、現在、広島県内では、福山市が指定を行っているようです。安芸高田市は、空き家管理活用法人の指定は行いませんと公表していますが、これはどのような指定基準にすれば効果的な役割が果たせるのかを判断できないためとしており、今後も指定しないという意味ではありません。今後、空き家の管理・活用等を行える法人からの要望があれば、県内市町の指定に係る基準の有無、策定状況の調査を行いながら、指定基準の策定に向けた取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 先ほどの答弁のほうに事業者からの要望があればというふうな話だったんですけれども、市として求めるというよりかは、事業団体が要望を上げてくるまで待つという姿勢なのか伺います。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えします。

現時点では、そのような立場といいますか考えておりますが、この状

況によっては、また積極的にといいますか、こっちからやっていくということも考えなくてはいけないと思いますけれども、福山市は、唯一県内で指定を行っているという自治体なので、そういったところの情報も取ってみたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 先ほどからある福山市なんですけれども、これ安芸高田市と事業者さんと業務提携というか、圃場関係のところで一緒に業務を行うというところで連携をされている企業さんだったという認識なんですけれども、現状、今その話というのはないということで理解してよろしいでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 現在、福山市が指定されている業者は、安芸高田市が昨年提携した業者さんであります。

したがいまして、そちらのほうと連絡を取りながら、窓を開けていくようなことを進めていきたいと思います。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 連絡を取り合いながらということなので、まだ未定だとは思いますが、いつ頃指定をしたりとかという方向性などが、あれば教えてください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 先ほど市長が答弁しましたように、現在、まだ指定の基準になるものを定めておりませんので、そちらの基準を定めながら進めていくということになるかと思っています。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 重ねてにはなるんですが、指定基準を定める時期などは、未定でしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 現在のところは未定でございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 以上で、私の一般質問を終了します。

○石 飛 議 長 以上で、佐々木議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、3月11日、午前10時に再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦勞さまでした。



午後 3時22分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員